

第4回 西宮市子ども・子育て会議

【参考資料集】

参考資料集 目次

【参考資料1】西宮市子ども・子育て会議運営要綱	・・・	1
【参考資料2】第3回基準等検討ワーキンググループ 資料2再掲	・・・	3
【参考資料3】地域型保育事業の認可基準に関する補足資料	・・・	10
【参考資料4】西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査票（小学生用）	・・・	11
【参考資料5】市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き	・・・	27

西宮市子ども・子育て会議運営要綱

西宮市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号。以下「条例」という。)第50条の規定に基づき、西宮市子ども・子育て会議(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により非公開とすることができる。

(1) 西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき

2 会議の傍聴を希望する者は、別記様式により西宮市子ども・子育て会議傍聴申請書を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 会長は、傍聴希望者が、第5項の規定による退場を命じられたことがある等会議の円滑な進行を妨げるおそれのあるものと判断するときは、前項の許可をしないことができる。

4 会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合、第5条に規定する課(以下「事務局」という。)において、あらかじめ、会場の状況等により傍聴可能な人数を決め、希望者が当該人数を超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。

5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。

(1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき

(2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき

(3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

(会議録の調製)

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の内容

(4) その他会議において必要と認めた事項

(ワーキンググループの設置)

第4条 審議会は、会議の進行を円滑に進めるため、審議会とは別にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの設置及び運営に必要な事項は別に定める。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども支援局新制度準備室新制度準備課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式

西宮市子ども・子育て会議 傍聴申請書

年 月 日

西宮市子ども・子育て会議 会長 様

申請者住所: _____

申請者氏名: _____

連絡先電話: _____

下記の注意事項を確認のうえ、西宮市子ども・子育て会議の傍聴を申請します。

注意事項

- 1 傍聴希望者多数の場合、傍聴者を制限することがあります。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、退場を命じます。
 - (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
 - (4) (1) から(3) に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき
- 3 上記2により退場を命じられた場合、次回以降の西宮市子ども・子育て会議の傍聴は許可されません。

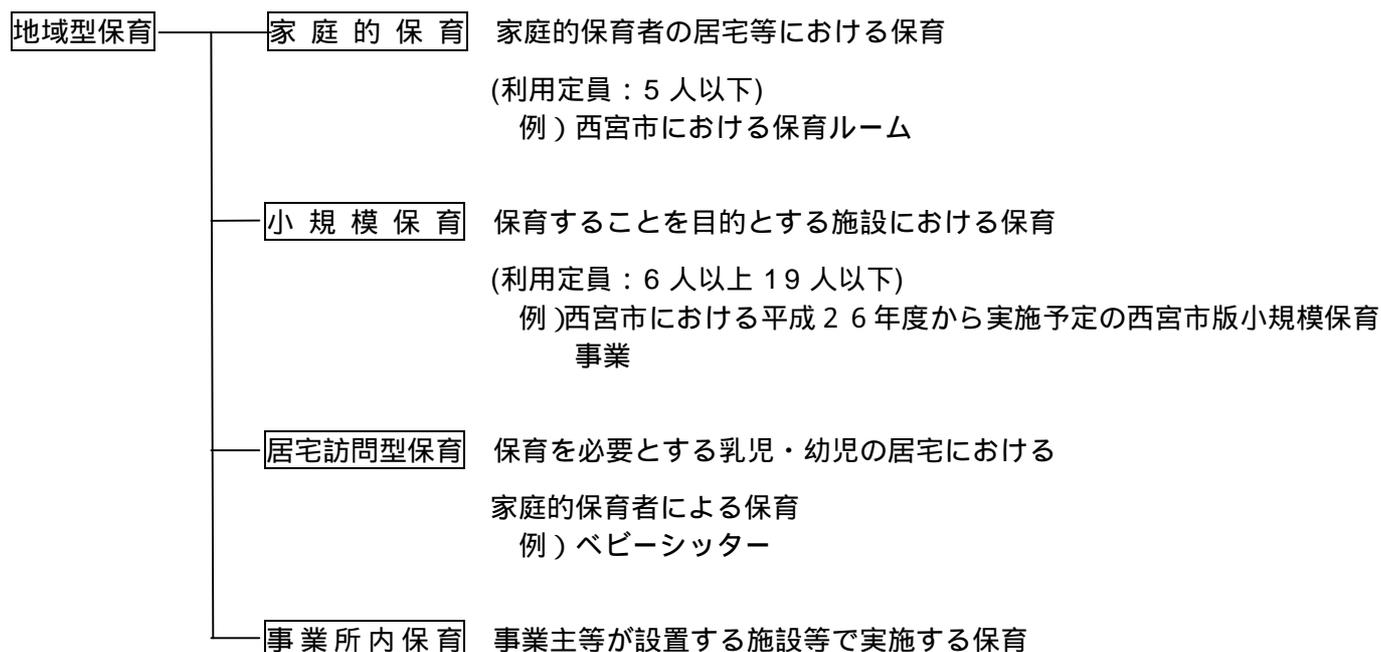
第 3 回基準等検討ワーキンググループ 資料 2 再掲

(第 3 回基準等検討WG資料 2 を一部修正)

議事 (1) 地域型保育事業 (小規模保育事業以外) の認可基準

1 地域型保育事業

(1) 地域型保育事業の 4 類型



(2) 従うべき基準

- ・ 職員の資格、員数 (「 従事する者及びその員数 」)
- ・ 乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

(3) 参酌すべき基準

上記以外の事項

特に「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて公的スペース等の活用を図る。

2 家庭的保育事業

(1) 制度の内容

保育ルームとは、西宮市から認定を受けた保育士が、自宅や賃貸物件、小学校や幼稚園の余裕教室、市が設置する施設等において、保護者の就労等により昼間家庭で保育を受けることができない低年齢の児童を保育する施設である。

児童福祉法で位置づけられている家庭的保育事業に相当するものであり、国庫補助の対象となっているが、西宮市では、平成13年度から保育ルームを実施している。

保育ルームについては、認可保育所に比べて開設までの整備期間が短く、保育ニーズの地域偏在に対応した整備が可能であることや、特に保育ニーズの高い3歳未満児を対象としていることから、有効な待機児童対策として整備をしてきており、現在、市内で48施設が運営されている(平成26年4月時点)。

定員	1施設当たり5名
対象児童	主に0～2歳児(1～3歳児の施設あり)
開所時間	7時30分～18時00分 19時までの延長保育を実施している施設あり
休所日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
主な基準	<配置基準> 保育者及び保育補助者が最大5名の児童を保育 <面積基準> 児童1人あたり3.3㎡

(2) 保育ルームの状況

保育従事者 243人(平成26年3月1日時点)

<内訳> ・保育者 50人(すべて有資格者)
・保育補助者 193人(うち、有資格者94人、無資格者99人)

調理員を配置して自園調理を実施している保育ルーム

29施設 / 50施設(平成26年3月1日時点)

(3) 職員の資格、員数 従うべき基準

国が示している対応案

家庭的保育者の要件は、保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修を修了した者とする。

家庭的保育補助者の要件は、必要な研修を修了した者とする。

家庭的保育者1人につき、保育できる人数は3人以下とする。 (3:1)

家庭的保育補助者ととも保育する場合は5人以下とする。 (5:2)

西宮市の基準として、保育士資格者で、家庭的保育者の要件に必要な研修を修了した者とする。

西宮市の基準として、家庭的保育者、家庭的保育補助者の2人で子ども5人以下を保育すること。

(子ども3人以下の場合でも保育時間中は、必ず複数体制をとること。)

(4) 給食(自園調理) 従うべき基準

国が示している対応案

原則として、自園調理を行うこととする。

調理員を置かなければならない。

ただし、現在自園調理を行っていない既存事業者からの移行について、平成31年度末までに体制を整えることを前提に、5年間の経過措置を設ける。

調理業務委託または連携施設などからの搬入も可能とし、その場合調理員を置かないことができる。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

(5) 連携施設 従うべき基準

国が示している対応案

連携施設の設定を求めることを基本とする。

連携施設は、保育所、幼稚園または認定こども園とする。

小規模保育事業と同様に、連携施設は 保育内容の支援、 代替保育の提供および 卒園後の受け皿を担うこととする。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

なお、小規模保育事業の認可基準について、前回の議論では連携施設に「市内」要件を付加する案を示していたが、市境など距離的に有効的な連携施設をも設定できるように、地域型保育事業4事業ともに「市内」要件を求めないこととする。

3 居宅訪問型保育事業

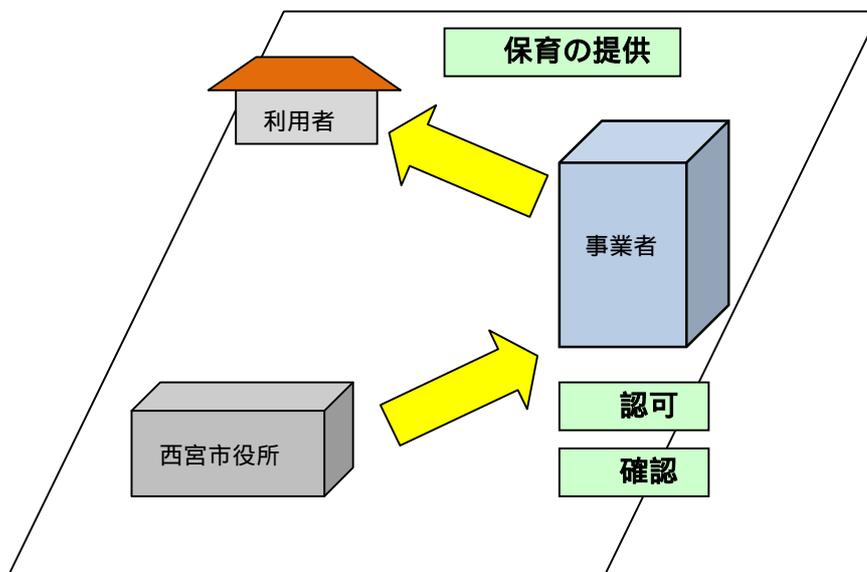
(1) 居宅訪問型保育事業の内容

保育を必要とする子どもの自宅において、0～2歳児に保育を提供する事業であり、原則として保育従事者1人が子ども1人を保育する。

事業を利用する対象の子どもは、以下の子どもに限られる。

- 障害、疾病等の程度勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合
- 保育所などが撤退するにあたり継続利用を確保する場合
- 要保護児童の保護措置に対応する場合
- ひとり親家庭で夜間の宿直勤務などがある場合
- 離島など居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難である場合

(2) 居宅訪問型保育事業のイメージ



(3) 職員の資格、員数 従うべき基準

国が示している対応案

家庭的保育者の要件は、保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修を修了した者とする。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

4 事業所内保育事業

(1) 事業所内保育事業の内容

企業が従業員のために従業員の子どもを事業所内の施設などで保育する事業であり、院内保育などが相当する。施設の受入れ枠を従業員の子ども(従業員枠)と地域の子ども(地域枠)に配分し、地域における保育需要の受け皿となる事業である。

平成26年4月1日時点では、西宮市内に18施設が存在する。

<内訳>

利用定員19人以下の施設 9施設

利用定員20人以上の施設 9施設

(2) 職員の資格、員数 従うべき基準

国が示している対応案

利用定員が19人以下の場合

- ・小規模保育事業(A型・B型)との整合性を図っていくことを基本とする。
- ・利用定員5人以下の場合も同じ基準で対応する。
- ・保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。保育従事者の数はア、イにより算出した数に1人を加算した人数以上とし、そのうち保育士は、1/2以上とする。
ただし、常時2人を下回ってはならない。

ア 0歳児 3:1

1・2歳児 6:1

イ 3歳児 20:1

4・5歳児 30:1

利用定員が20人以上の場合

- ・認可保育所との整合性を図っていくことを基本とする。

0歳児 3:1

1・2歳児 6:1

3歳児 20:1

4・5歳児 30:1

西宮市の基準として、利用定員が19人以下の場合および利用定員が20人以上の場合ともに、4・5歳の職員配置を20:1とし、その他は国が示す基準に準拠する。

(3) 給食(自園調理) 従うべき基準

国が示している対応案

原則として、自園調理を行うこととし、調理員を置かなければならない。

調理業務委託または連携施設などからの搬入も可。その場合、調理員を置かないことができる。

現在自園調理を行っていない既存事業者からの移行について、平成31年度末までに体制を整えることを前提に、5年間の経過措置を設ける。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

(4) 設備・面積基準 参酌すべき基準(ただし、調理設備については従うべき基準)

国が示している対応案

利用定員が19人以下の場合

小規模保育事業との整合性を図っていくことを基本とする。

- ・ 2歳未満の子どもには、乳児室又はほふく室(3.3㎡以上) 調理室又は調理設備、便所を設けることとする。
- ・ 2歳児以上の子どもには、保育室又は遊戯室(1.98㎡以上) 屋外遊戯場(3.3㎡以上・公園等でも可)を設けることとする。

利用定員が20人以上の場合、認可保育所との整合性を図っていくことを基本とする。

- ・ 2歳未満の子どもには、乳児室(1.65㎡以上)又はほふく室(3.3㎡以上) 調理室又は調理設備、便所を設けることとする。
- ・ 2歳以上の子どもには、保育室又は遊戯室(1.98㎡以上) 屋外遊戯場(3.3㎡以上)を設けることとする。

西宮市の基準として、利用定員が20人以上の場合における乳児室を3.3㎡以上とし、その他は国が示す基準に準拠する。

(5) 地域枠の子どもの受入れ数 参酌すべき基準

国が示している対応案

定員の増加に伴って、自動的に地域枠の定員を増加させるのではなく、定員区分ごとに地域枠の定員を4分の1～3分の1程度となるよう固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすくする。

国が示す基準を踏まえて、市町村が地域の实情に応じて決定することができることとする。

年度途中に従業員の子どもが利用できず、復職の妨げとならないよう、定員弾力化によって柔軟な受入れが可能となるよう配慮することとする。

国が示す定員設定例

施設定員区分	地域枠の定員	従業員枠の定員
1人～5人	1人	0人～4人
6人～7人	2人	4人～5人
8人～10人	3人	5人～7人
11人～15人	4人	7人～11人
16人～20人	5人	11人～15人
21人～25人	6人	15人～19人
26人～30人	7人	19人～23人
31人～40人	10人	21人～30人
41人～50人	12人	29人～38人
51人～60人	15人	36人～45人
61人～70人	20人	41人～50人
71人～	20人	51人～

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

(6) 連携施設 従うべき基準

国が示している対応案

連携施設の設定を求めることを基本とする。

連携施設は、保育所、幼稚園または認定こども園とする。

小規模保育事業と同様に、連携施設は 保育内容の支援、 代替保育の提供および 卒園後の受け皿を担うこととする。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

地域型保育事業の認可基準に関する補足資料

1 家庭的保育事業などにおける自園調理以外の方法

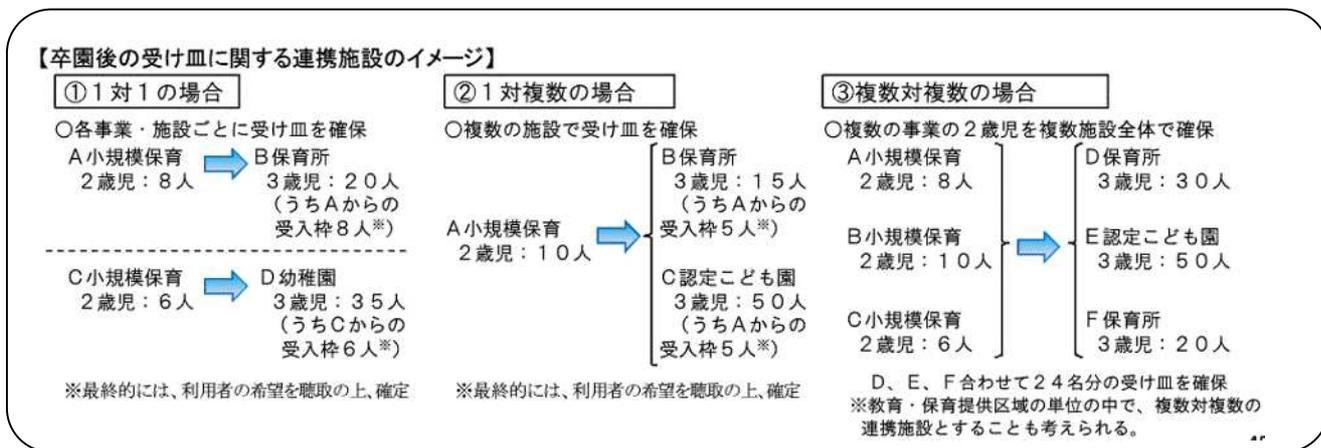
自園調理を基本とし、調理員をおかなければならない。

調理員を置かないことができる場合

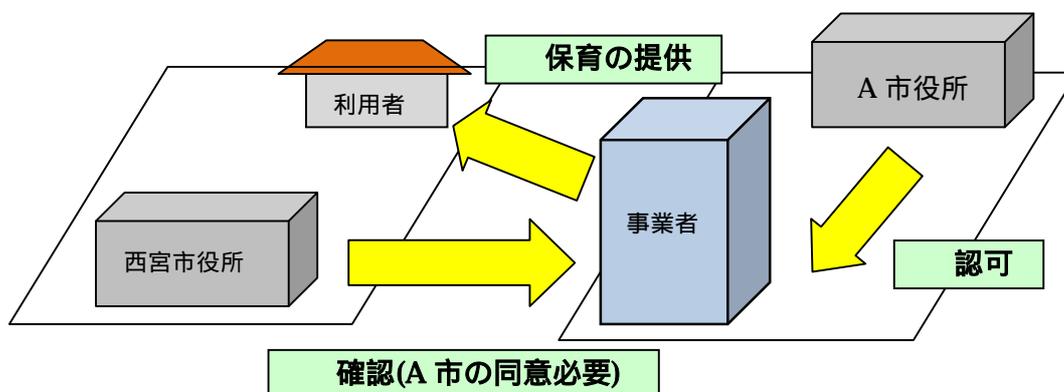
- ・連携施設または近接した同一、系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院などから搬入する場合
- ・調理業務を委託する場合（受託事業者から職員の派遣を受けて、施設内の調理設備で調理をする）
保育所における調理業務の委託と同様とする。

2 連携施設が担う卒園後の受け皿

受け皿対象となる施設に関するルールについては、地域における必要性に応じて、市町村が定めることとする。



(3) 居宅訪問型保育事業における市外事業者利用



西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査

(小学生用)

～調査ご協力のお願い～

皆様には日頃より市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

西宮市は、子どもの幸せを第一に考えながら、より子育てが楽しく思えるまちを目指しています。さらなる子ども・子育て環境の充実をはかるため、本アンケートを実施いたします。詳しい趣旨は同封の別紙「本アンケートの趣旨」をご覧ください。

このアンケートは、本来ならば子育て中の全家庭にお送りし、子育て状況を把握したいところですが、困難であるため、無作為で 1,500 の小学生のお子さんがいらっしゃる家庭にお願いすることにいたしました。何かとご多忙のところ、多ページにわたるアンケートをお送りし、ご負担をおかけすることになります。今後のより良い西宮をつくっていくためにご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成 25 年 11 月

西宮市長 河野 昌弘

【ご記入に当たってのお願い】

1. アンケートはお子さんの保護者の方がご記入ください。
2. 特にことわりのある場合以外は、封筒の宛名のお子さんについてご記入ください。
3. 回答は、選択肢に をつけてお選びいただく場合と、数字等をご記入いただく場合がございます。
4. 選択肢の場合、お選びいただく数が設問によって異なりますので注意書きに従ってください。また「その他」をお選びいただいた場合は、その後にある()内に具体的な内容をご記入ください。
5. 設問によってご回答いただく方が限られる場合がございますので、ことわり書きや矢印に従ってご回答ください。特にことわりのない場合は、次の設問にお進みください。

ご記入がすみましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて切手を貼らずに **11 月 25 日(月)** までにご投函ください。

調査主体・お問い合わせ先

西宮市健康福祉局こども部子育て企画課 担当：森山（モリヤマ）、長野（ナガノ）

電話：0798-35-3121 お問い合わせ受付時間：平日 9：00～17：30

11/17(日)と11/23(土)は10時から16時まで電話のみ受付しております。

(子育て総合センター、各児童館・児童センター(平日 10：00～15：00)、公立保育所(平日 8：30～18：00)でもご記入に関してサポートいたします。)

本調査は、西宮市が下記調査会社に委託して実施しています。

調査委託先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 善積（ヨシヅミ）、山田（ヤマダ）

電話：06-7637-1460 FAX：06-7637-1479

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの小学校区はどこですか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 浜脇	2. 西宮浜	3. 香櫨園	4. 安井
5. 夙川	6. 北夙川	7. 苦楽園	8. 大社
9. 神原	10. 甲陽園	11. 広田	12. 平木
13. 甲東	14. 上ヶ原	15. 上ヶ原南	16. 段上
17. 段上西	18. 樋ノ口	19. 高木	20. 瓦木
21. 深津	22. 瓦林	23. 上甲子園	24. 津門
25. 春風	26. 今津	27. 用海	28. 鳴尾
29. 南甲子園	30. 甲子園浜	31. 高須	32. 高須西
33. 鳴尾東	34. 鳴尾北	35. 小松	36. 山口
37. 北六甲台	38. 名塩	39. 東山台	40. 生瀬

小学校区がわからない方は、送付封筒の宛名シールに校区名が記載されていますのでご参照ください。

封筒の宛名のお子さんご家族の状況などについてうかがいます。

問2 宛名のお子さんの生年月を()内に数字でご記入ください。

西暦()年()月生まれ

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。いらっしゃる場合は、宛名のお子さんを含めた人数を()内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月をご記入ください。

1. いない
2. <u>いる</u>
↳ きょうだい数()人 末子の生年月 西暦()年()月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 母親	2. 父親	3. その他()
-------	-------	-----------

問5 この調査票に回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 配偶者がいる	2. 配偶者はいない
-----------	------------

問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 父母ともに	2. 主に母親	3. 主に父親	4. 主に祖父母	5. その他()
----------	---------	---------	----------	-----------

問7 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてにをつけてください。

- 1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
- 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
- 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- 5. いずれもない 問8へ

問7で「1.」または「2.」に つけた方にうかがいます。

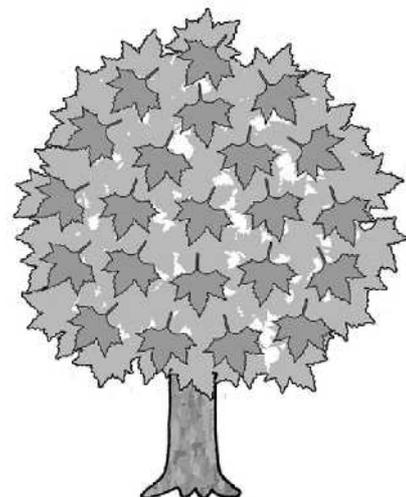
問7-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号 すべてに をつけてください。

- 1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
- 2. 祖父母等の親族への負担が大きく心配である
- 3. 保護者の立場として、負担をかけていることが心苦しい
- 4. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
- 5. その他()

問7で「3.」または「4.」に つけた方にうかがいます。

問7-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号 すべてに をつけてください。

- 1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
- 2. 友人・知人への負担が大きく心配である
- 3. 保護者の立場として、負担をかけていることが心苦しい
- 4. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
- 5. その他()



宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

問8 宛名のお子さんの保護者の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。当てはまる番号
1つにをつけて、さらにそれぞれの質問にもお答えください。

時間は必ず（例）8時～18時のように24時間制でお答えください。

（1）母親の就労状況について【父子家庭の場合は記入は不要です】

保護者が父母でない場合は、主にお子さんをみていらっしゃる方についてお答えください。

1.	フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない 1週当たり()日 1日当たり()時間 最も多いパターンと変則的な勤務の有無をお答えください ・家を出る時間()時()分 帰宅時間()時()分 ・変則的な勤務(1.あり 2.なし)
2.	フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
3.	パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない 1週当たり()日 1日当たり()時間 最も多いパターンと変則的な勤務の有無をお答えください ・家を出る時間()時()分 帰宅時間()時()分 ・変則的な勤務(1.あり 2.なし) フルタイムへの転換希望はありますか 1) 転換希望があり、実現できる見込みがある 2) 転換希望はあるが、実現できる見込みはない 3) 転換希望はない
4.	パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中である フルタイムへの転換希望はありますか 1) 転換希望があり、実現できる見込みがある 2) 転換希望はあるが、実現できる見込みはない 3) 転換希望はない
5.	以前は就労していたが、現在は就労していない 就労したいという希望はありますか 1) 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない） 2) 1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい 3) すぐにも、もしくは1年以内に就労したい 希望する就労形態 ア．フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労） イ．パートタイム、アルバイト等（「ア」以外） 1週当たり()日 1日当たり()時間
6.	これまでに就労したことがない 就労したいという希望はありますか 1) 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない） 2) 1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい 3) すぐにも、もしくは1年以内に就労したい 希望する就労形態 ア．フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労） イ．パートタイム、アルバイト等（「ア」以外） 1週当たり()日 1日当たり()時間

(2) 父親の就労状況について【母子家庭の場合は記入は不要です】

1. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない

1週当たり()日 1日当たり()時間

最も多いパターンと変則的な勤務の有無をお答えください

・家を出る時間()時()分 帰宅時間()時()分

・変則的な勤務(1.あり 2.なし)

2. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）で就労しているが、育休・介護休業中である

3. パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない

1週当たり()日 1日当たり()時間

最も多いパターンと変則的な勤務の有無をお答えください

・家を出る時間()時()分 帰宅時間()時()分

・変則的な勤務(1.あり 2.なし)

フルタイムへの転換希望はありますか

1) 転換希望があり、実現できる見込みがある

2) 転換希望はあるが、実現できる見込みはない

3) 転換希望はない

4. パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、育休・介護休業中である

フルタイムへの転換希望はありますか

1) 転換希望があり、実現できる見込みがある

2) 転換希望はあるが、実現できる見込みはない

3) 転換希望はない

5. 以前は就労していたが、現在は就労していない

就労したいという希望はありますか

1) 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

2) 1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい

3) すぐにも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態

ア. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）

イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）

1週当たり()日 1日当たり()時間

6. これまでに就労したことがない

就労したいという希望はありますか

1) 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

2) 1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい

3) すぐにも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態

ア. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）

イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）

1週当たり()日 1日当たり()時間

宛名のお子さんの放課後や休日の過ごし方についてうかがいます。

問9 宛名のお子さんは、平日の放課後や休日等は、どのように過ごしていますか。下の表から「誰と」「どこで」の組み合わせで主なもの2つまで選んでそれぞれの欄に番号をご記入ください。

	1		2	
	誰と	どこで	誰と	どこで
平日の放課後				
土曜日				
日曜日				

<p>【誰と】</p> <p>ア．ひとりで</p> <p>イ．きょうだいと</p> <p>ウ．友だちと</p> <p>エ．保護者や祖父母（大人）と</p> <p>オ．地域の人と</p> <p>カ．その他</p>	<p>【どこで】</p> <p>自分の家で</p> <p>友だちの家で</p> <p>学習塾や習い事教室で</p> <p>児童館や図書館、公民館など公共の施設で</p> <p>学校で</p> <p>放課後子ども教室で 1</p> <p>留守家庭児童育成センターで 2</p> <p>公園で</p> <p>その他</p>
--	--

1 「放課後子ども教室」は地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組みです。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

2 「留守家庭児童育成センター」については、下に説明を掲載しています。

参 考

留守家庭児童育成センター(学童保育)

概 要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～3年生の児童に、授業の終了後、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るための施設です。現在、全ての小学校区において実施しており、運営は指定管理者に委託しています。			
利用要件	就労の場合、週4日以上、1日4時間以上の勤務など			
対象年齢	小学1年生から小学3年生まで（障害のある子どもは、小学校6年生まで）			
申込方法	小学校区の育成センターを運営する指定管理者まで。新年度の利用申込は、例年、12月～1月。詳細は冬頃の市政ニュース・市HP等でお知らせします。			
利用時間	小学校の授業日：下校時～17：00（希望者は～19：00まで延長利用可） 小学校の休業日：8：30～17：00（希望者は～19：00まで延長利用可、ただし、土曜日は延長利用不可） 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。			
利用料 (月額)	8,200円（所得に応じて減免あり）、延長利用料：3,000円（生活保護世帯等、一部減免あり） おやつ代等の実費：約2,500円程度（各センターにより異なります。） 下表は、平成24年度時点の情報です。毎年、保育料等は見直されますので、詳しくは市HP又は担当課にお問い合わせください。			
	世帯の課税状況等	通常利用料	延長保育料	おやつ代等
	生活保護世帯	0円	0円	2,500円程度 減免なし 施設により 異なる
	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	2,000円	3,000円	
	市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	4,100円		
	市民税課税世帯 （所得割額）	6,100円		
	上記以外の世帯	8,200円		

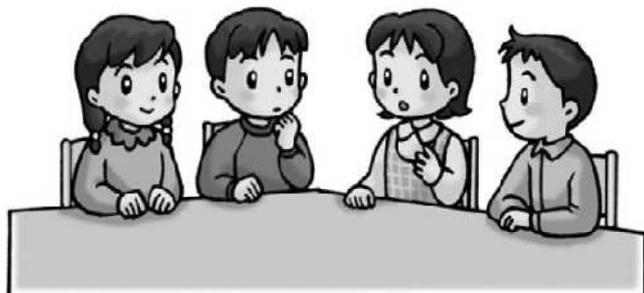
問10 宛名のお子さんの放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。低学年のときと高学年のとき、それぞれについて、選択肢から主なものの番号を2つまで選び、欄にご記入ください。

<p>低学年のとき</p> <p>* お子さんが高学年の場合は、低学年だったときの希望をお答えください</p>		<p>高学年のとき</p> <p>* お子さんが低学年の場合は、高学年になったときの希望をお答えください</p>

- | | |
|---|--|
| <p>1. 留守家庭児童育成センター（学童保育）を利用させたい</p> <p>3. 文化的な習い事をさせたい</p> <p>5. 学習塾に通わせたい</p> <p>7. その他（</p> | <p>2. スポーツなどの活動をさせたい</p> <p>4. 公園等で自由に遊ばせたい</p> <p>6. 家で自由に過ごさせたい</p> <p>)</p> |
|---|--|

問11 あなたが、子どもの遊び場について望ましいと思うことは何ですか。当てはまる番号すべてにをつけてください。

- | | |
|--|---|
| <p>1. 近くにあること</p> <p>3. 思い切り遊ぶために十分な広さがあること</p> <p>5. のびのび自由に遊べること</p> <p>7. 犬や猫のフンがなく、不衛生でないこと</p> <p>9. 障害の状況にあわせて付き添う人がいること</p> <p>11. 安心して遊べること</p> <p>13. 特に望むことはない</p> | <p>2. 雨の日に遊べること</p> <p>4. 遊具等の種類が充実していること</p> <p>6. 緑などの自然が多いこと</p> <p>8. 同じ歳くらいの遊び仲間がいること</p> <p>10. 年長者がいて遊びをサポートしてくれること</p> <p>12. ボール遊びができること</p> <p>14. その他（</p> |
|--|---|



宛名のお子さんの留守家庭児童育成センター（学童保育）の 利用状況や今後の利用意向についてうかがいます。

留守家庭児童育成センター（学童保育）の説明は6ページにあります。

問12 平日、土曜日に、宛名のお子さんは留守家庭児童育成センター（学童保育）を利用されていますか。いずれか1つに をつけてください。

	利用の有無 (1つに)	利用時間 (9時～18時のように24時間制で記入)
平日	1. 週4日以上利用している	下校時から
	2. 週1～3日利用している	[]時 []分まで
	3. 利用していない 問12-5へ	
土曜日	1. ほぼ毎週利用している	[]時 []分から
	2. 月に1～2日利用している	[]時 []分まで
	3. 利用していない	

問12で 平日の「1.」または「2.」に をつけた方にうかがいます。

問12-1 平日に留守家庭児童育成センター(学童保育)を利用されている理由についてうかがいます。
主な理由として当てはまる番号1つに をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 保護者が現在就労している
2. 保護者に就労予定がある/求職中である
3. 保護者が家族・親族などを介護している
4. 保護者が病気や障害がある
5. 保護者が学生である
6. その他() |
|---|

問12-2 現在通っている留守家庭児童育成センター(学童保育)を利用してよかったと感じることはありますか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 子どもの成長につながった | 2. 友だち(子ども)と遊べる機会ができた |
| 3. 異年齢の子どもと交流できた | 4. 安心して就労ができた |
| 5. 保護者どうしの交流が深まった | 6. その他() |

問12-3 現在通っている留守家庭児童育成センター(学童保育)に対して要望はありますか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. 利用時間を延長してほしい 問12-4へ | 2. 日曜日・祝日も開設してほしい |
| 3. 施設・設備を改善してほしい | 4. 保育内容を工夫してほしい |
| 5. 現在のままでよい | 6. その他() |

問12-3で、「1.利用時間の延長」を希望された方にうかがいます。

問12-4 延長を希望されるのは、どの時間帯ですか。当てはまる番号すべてに をつけてください。
また、具体的な延長希望時間を、数字でご記入ください。

- | |
|---|
| 1. 月から金までの終了時刻を延長して欲しい []時[]分までに |
| 2. 土曜日の開始時刻をもっと早くして欲しい []時[]分から |
| 3. 土曜日の終了時刻を延長して欲しい []時[]分までに |
| 4. 夏休みなどの長期休暇中の開始時刻をもっと早くして欲しい []時[]分から |

問12「平日」で「3. 利用していない」に をつけた方にうかがいます。

問12-5 利用していない理由についてうかがいます。理由として当てはまる番号すべてに をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 利用する必要がない
2. 利用したいが、利用要件に合わない
3. 利用したいが、利用料が高い
4. 利用したいが、利用時間など条件が合わない
5. 利用したいが、特別な支援を必要とするので、利用できない
6. 利用したいが、過ごし方の内容が希望とは違う
7. 他に利用しているところがある |
|---|

すべての方にうかがいます。

問13 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんは、平日、土曜日、日曜日・祝日に、留守家庭児童育成センター（学童保育）の利用を希望されますか。それぞれ1つに をつけ、利用希望時間を数字でご記入ください。6ページの説明のように、入所要件があります。

	利用の希望の有無 (1つに)	利用希望時間 (24時間制で記入)	利用希望の学年 (1つに)
平日	1. 週4日以上利用したい	→ 下校時から	(1・2・3 4・5・6)年生 まで利用したい
	2. 週1～3日利用したい	[]時 []分まで	
	3. 利用希望はない		
土曜日	1. ほぼ毎週利用したい	→ []時 []分から	(1・2・3 4・5・6)年生 まで利用したい
	2. 月に1～2日利用したい	[]時 []分まで	
	3. 利用希望はない		
日曜日・ 祝日	1. ほぼ毎週利用したい	→ []時 []分から	(1・2・3 4・5・6)年生 まで利用したい
	2. 月に1～2日利用したい	[]時 []分まで	
	3. 利用希望はない		
夏休みなど の長期休暇中	1. ほぼ毎週利用したい	→ []時 []分から	(1・2・3 4・5・6)年生 まで利用したい
	2. 月に1～2日利用したい	[]時 []分まで	
	3. 利用希望はない		

問13で 平日の「1.」または「2.」に をつけた方にうかがいます。

問13-1 平日に留守家庭児童育成センター（学童保育）を利用したい理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号1つに をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 保護者が現在就労している
2. 保護者に就労予定がある / 求職中である
3. 保護者が家族・親族などを介護している
4. 保護者が病気や障害がある
5. 保護者が学生である
6. その他 () |
|--|

子育て支援サービスの認知度・利用意向についてうかがいます。

問14 下記の事業で知っているものやこれまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものについて、それぞれ当てはまるものに をつけてください。

事業や施設		現在の認知度・利用状況			今後の利用意向	
		1. 知っており、 利用 したことがある	2. 知っているが、 利用 したことがない	3. 知らない	A. 利用 したい	B. 利用 したいと思わ ない
子育て支援事業について	1) 保育所での子育て支援事業 (育児相談、短期体験保育、園庭開放等)	1	2	3	A	B
	2) 幼稚園での子育て支援事業 (子育て講座、育児相談、園庭開放等)	1	2	3	A	B
	3) 公民館における子育て支援事業 (家庭教育講座、講演会等)	1	2	3	A	B
	4) 移動児童館(公民館で開催)	1	2	3	A	B
	5) 育児支援家庭訪問事業 (特別な支援が必要な家庭へのヘルパー派遣)	1	2	3	A	B
	6) 障害のある子どもの通園事業や各種支援事業 (わかば園、北山学園、その他通所支援など)	1	2	3	A	B
相談事業について	7) 保健福祉センターの情報・相談・講座 (妊産婦・乳児健康・発達相談等、離乳食講座等)	1	2	3	A	B
	8) 西宮こども家庭センター(県の児童相談所)	1	2	3	A	B
	9) 家庭児童相談室(市の児童相談)	1	2	3	A	B
	10) 発達や療育に関する相談事業 (わかばエール、障害者総合支援センターにしのみや、あんしん相談窓口など)	1	2	3	A	B
施設について	11) 子育て総合センター(津田町)	1	2	3	A	B
	12) みやっこキッズパーク(芦原町)	1	2	3	A	B
	13) 児童館・児童センター	1	2	3	A	B
その他	14) ファミリー・サポート・センター	1	2	3	A	B
	15) にしのみや子育てガイド・子育て便利マップ・父子手帳の冊子やホームページ等による情報提供	1	2	3	A	B

すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など職場の
両立支援制度についてうかがいます。

問16 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号1つに をつけてください。また、取得していない方は、その理由を下から選んで、数字でご記入ください。

母親(いずれかに)	父親(いずれかに)
1. 働いていなかった	1. 働いていなかった
2. 取得した(取得中である)	2. 取得した(取得中である)
3. 取得していない	3. 取得していない
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 取得していない理由(下から番号を選んでご記入ください)(いくつでも) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 取得していない理由(下から番号を選んでご記入ください)(いくつでも) </div>

1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
 2. 仕事が忙しかった
 3. (産休後に)仕事に早く復帰したかった
 4. 仕事に戻るのが難しそうだった
 5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
 6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
 7. 保育所(園)などに預けることができた
 8. 配偶者が育児休業制度を利用した
 9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
 10. 子育てや家事に専念するため退職した
 11. 職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
 12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
 13. 育児休業を取得できることを知らなかった
 14. 産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した
 15. その他()

問16で「2.取得した(取得中である)」と回答した方にうかがいます。

問16-1 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号1つに をつけてください。

(1) 母親

1. 育児休業取得後、職場に復帰した
 2. 現在も育児休業中である
 3. 育児休業中に離職した

(2) 父親

1. 育児休業取得後、職場に復帰した
 2. 現在も育児休業中である
 3. 育児休業中に離職した

問17-5 宛名のお子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所はありますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. あり	問17-6へ	2. なし
-------	--------	-------

問17-5で「1. あり」に をつけた方にうかがいます。

問17-6 お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

1. 家族	2. 祖父母等の親族
3. 友人や知人	4. 近所の人
5. 職場の人	6. 子育て支援施設(児童館等。民間施設も含む)
7. 保健所・保健福祉センター	8. 小学校・幼稚園・保育所等
9. 民生委員・児童委員	10. かかりつけの医師
11. 自治体の子育て関連担当窓口	12. インターネット・SNS
13. その他()	

問18 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

.....
.....
.....
.....
.....

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

なお、宛名のお子さんが小学4年生～6年生の場合は、
お子さん自身にお答えいただきます。
次のページの質問へお進みください。

切手は貼らずに同封の返信用封筒に入れ、ご投函ください。

ここからは宛名のお子さん（小学4年生～6年生）ご本人がお答えください。

自分で記入できないときはお家の人に記入してもらってください。

放課後の過ごし方についておうかがいします。

問19 放課後は何をして過ごすことが多いですか。当てはまる番号すべてにをつけてください。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 学校で遊んでいる | 2. 公園で遊んでいる |
| 3. 友だちの家で遊んでいる | 4. 外で遊んでいる |
| 5. 児童館で遊んでいる | 6. 本を読んでいる |
| 7. スポーツ活動をしている | 8. テレビを見ている |
| 9. ゲームをしている | 10. 自分の家でできようたいと遊んでいる |
| 11. 習い事や塾などに行っている | 12. その他() |

問20 あなたは留守家庭児童育成センター（学童保育）に行っていましたか。いずれか1つにをつけてください。

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 行っていた（行っている） | 2. 行っていない |
|-----------------|-----------|

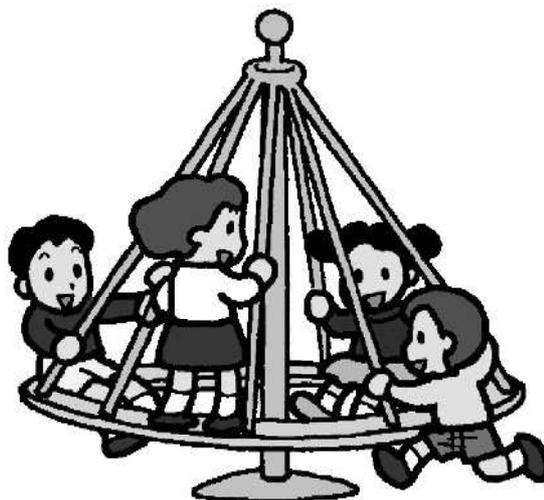
問20で「1. 行っていた（行っている）」と回答した方にうかがいます。

問20-1 留守家庭児童育成センター（学童保育）に行っていてどのように思いましたか。当てはまる番号すべてにをつけてください。

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 楽しかった | 2. 楽しくなかった |
| 3. いろいろな遊びができた | 4. いろいろな学年の友だちと遊べた |
| 5. 特にない | 6. その他() |
| 7. わからない | |

問20-2 あなたは高学年になっても留守家庭児童育成センター（学童保育）に行きたいと思います（思いました）か。いずれか1つにをつけてください。

- | | |
|---------|-----------|
| 1. 行きたい | 2. 行きたくない |
|---------|-----------|



あなたの身の回りの遊び場やその環境についておうかがいします。

問2 1 ^{います} 今住んでいるところは遊び場が多いですか。当てはまる番号 ^{ばんごう} 1つに をつけてください。

- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| 1. ^{おほ} 多い | 2. どちらともいえない |
| 3. ^{こうえん} 公園などはあるがしたい遊びができない | 4. ^{すく} 少ない |

問2 2 ^{ちか} 近くにあったらよいと思う遊び場などはどのようなものですか。特によいと思うものを ^{えら} 5つ選んで、^あ 当てはまる番号に をつけてください。

- | |
|---|
| 1. ^{ゆうぐ} ジングルジムやブランコなどの遊具がある ^{こうえん} 公園 |
| 2. ^{なかま} 仲間づくりのためのサークルやクラブ活動ができる ^{かつどう} ところ |
| 3. ^{しぜん} 自然がいっぱいあって、自然とふれあう遊びなどが ^{あそ} できる ^{ところ} ところ |
| 4. ^{あそ} ボール遊びや鬼ごっこができる ^あ 空き地や ^ち 原っぱ ^{はら} |
| 5. ^{しょうどうぶつ} 小動物や ^{こんちゅう} 昆虫とふれあう ^{ところ} ことのできる ^{ところ} ところ |
| 6. ^{プール} プールや ^{グラウンド} グラウンドなどの ^{スポーツ施設} スポーツ施設 |
| 7. ^{ほうかご} 放課後などに ^{あつ} 集まって、みんなで ^{じしゅかつどう} 自主活動などが ^{ところ} できる ^{ところ} ところ |
| 8. ^{ほん} いろいろな本を ^{じゆう} 自由に ^よ 読む ^{ところ} ことができる ^{ところ} ところ |
| 9. ^{じしゅ} 自習ができ、 ^わ 分からない ^{あし} ところがあれば ^{おし} 教えてもらえ ^{ところ} る ^{ところ} ところ |
| 10. ^{こうさく} 工作など、もの ^{つく} 作りの ^{たいけん} 体験 ^{ところ} ができる ^{こうざ} 講座 ^あ がある ^{ところ} ところ |
| 11. ^{えいかいわ} 英会話や ^{パソコン} パソコンなど ^{やく} 役に立つ ^{こうざ} 講座 ^あ がある ^{ところ} ところ |
| 12. ^{どうぐ} 道具があり、 ^{あそ} 遊び方を ^{かた} 教えて ^{おし} くれる ^{せんせい} 先生の ^{ところ} いる ^{ところ} ところ |
| 13. ^{がくねん} 学年が ^{ちが} 違う ^{とも} 友だち ^{こうりゆう} どうしが ^あ 交流 ^{ところ} でき ^{ところ} る ^{ところ} ところ |
| 14. ^{なや} 悩みなどを ^き 聞き、 ^{そうだん} 相談 ^あ にの ^{ところ} っ ^{ところ} て ^{ところ} くれる ^{ところ} ところ |
| 15. ^{しょうがい} 障害の ^{じょうきょう} 状況 ^つ に ^そ あわせて ^{おし} 付き添 ^{ところ} っ ^{ところ} て ^{ところ} くれる ^{ところ} 人が ^あ いる ^{ところ} ところ |
| 16. ^{ただ} 正しい ^{ぎょうぎさほう} 行儀作法 ^{おし} を ^あ 教えて ^{ところ} くれる ^{ところ} ところ |
| 17. ^{じぶん} 自分 ^た たち ^{えいが} だけで ^{げき} 映画 ^あ や ^あ 劇 ^あ が ^あ 見 ^{ところ} ら ^{ところ} れ ^{ところ} る ^{ところ} ところ |
| 18. ^た その他 () |
| 19. ^{とく} 特 ^{ところ} に ^あ い ^{ところ} な ^{ところ} い |
| 20. ^あ わ ^{ところ} か ^{ところ} ら ^{ところ} な ^{ところ} い |

問2 3 ^{ほうかご} 放課後の ^す 過 ^{かた} ごし方 ^あ について、^あ もっと ^あ こんな ^あ 場所 ^あ が ^あ あ ^あ れ ^あ ば ^あ い ^あ い、^あ こ ^あ ん ^あ な ^あ こ ^あ と ^あ が ^あ し ^あ た ^あ い ^あ と ^あ う ^あ 希 ^あ 望 ^あ や ^あ 意 ^あ 見 ^あ が ^あ あ ^あ れ ^あ ば、^あ 記 ^あ 入 ^あ し ^あ て ^あ く ^あ だ ^あ さい。

.....
.....
.....
.....
.....
.....

アンケートは以上でおわりです。
ご協力ありがとうございました。

市町村子ども・子育て支援事業計画
における「量の見込み」の算出等
のための手引き

平成26年1月

目次

< 1 > 基本的考え方

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨
2. 提供体制確保の実施時期の設定

< 2 > 量の見込みの算出

. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

. 量の見込みの具体的算出方法

1. 家庭類型の分類
2. 教育・保育の量の見込みの算出方法
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法

< 3 > 提供体制の確保の方策及びその実施時期

< 4 > その他

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等をふまえて作成されることが必要である。

そこで、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

（子ども・子育て支援法）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進

に関する体制の確保の内容

3 (略)

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6～10 (略)

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

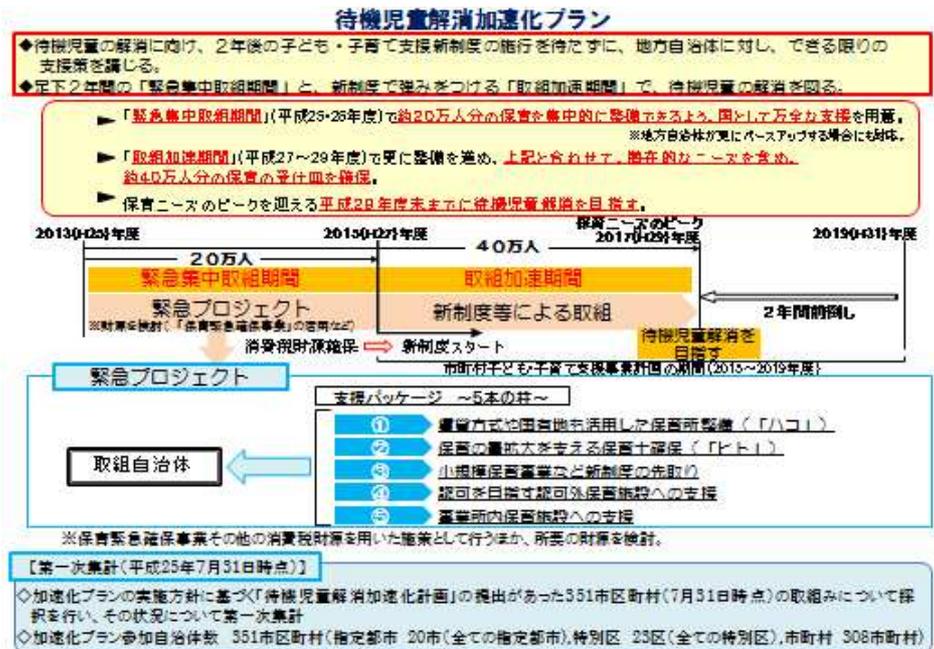
利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

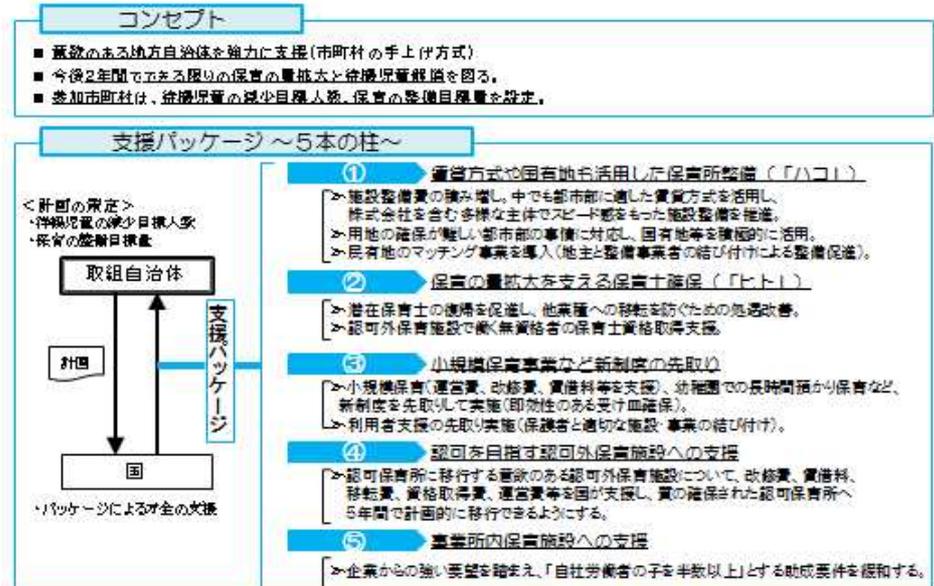
2. 提供体制確保の実施時期の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

【参考】待機児童解消加速化プラン



緊急プロジェクト(平成25・26年度)



待機児童解消加速化プランの支援パッケージ

〇 滞在コースも含めた待機児童の解消を強力に進めるため、滞在コースも含めた待機児童の解消に意欲のある自治体の手上げ方式により、以下の支援策を総合的に実施。(その他、所要の保育所運営費も確保)

〔注〕以下については、現段階で想定しているものであり、今後変更があり得る。

～5本の柱～

1. 賃貸方式や田舎地も活用した保育所整備【ハコ】

〔施設整備費〕

- 保育所緊急整備事業
- 改修費・賃借料等
- 賃貸物件を活用した保育所整備事業
- 小規模保育設置促進事業〔10月18日付要綱改正で対応〕
- 幼稚園預かり保育改修事業
- 家庭時保育改修事業
- 土地等の確保
- 民有地マッピング事業
- 国土地、公有地の活用

3. 小規模保育事業など新機軸の先取り

〔小規模保育運営支援事業〕

- 小規模保育事業(利用定員8人以上19人以下の施設)への運営費支援〔10月18日付要綱改正で対応〕
- グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援
- 長時間預かり保育支援事業
- 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援
- 利用者支援
- 利用者支援の強化に向けた専任職員配置〔※〕

2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

〔保育士確保施策〕

- 保育士養成施設新卒卒業生の確保
- 保育士の就業継続支援
- 滞在保育士の増雇等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置
- 再就職前研修の実施
- 職業用借借り上げ支援
- 保育士の資格取得と継続雇用の支援
- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援
- 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付
- 保育士の処遇改善
- 保育士の処遇改善

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

〔整備費支援〕

- 改修費・賃借料等〔10月18日付要綱改正で対応〕
- 運営費支援
- 一定規模の基準を満たした施設への運営費支援
- 移行費支援
- 認可化移行可能性調査費
- 移転費用、仮設費用等〔10月18日付要綱改正で対応〕
- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援〔再掲〕

5. 事業所内保育施設への支援

○ 施設整備を緩和〔※〕(平成28年度予算案請求中)

保育の量的拡大と質の確保

〔注1〕「6. 事業所内保育施設への支援」は労働者派遣法改正、その他の事業は赤心こども基金により実施。

〔注2〕※は対象を緩和(保育所急整備事業の活用など)。(決まり除く同様)

3

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み(略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、市町村は、(一)で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」(平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表)において目標年次としている平成二十九年度末までに、(一)により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを旨とし、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

(以下略)

< 2 > 量の見込みの算出

・全国共通で「量の見込み」を算出する項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う。

図表1 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業		対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） < 専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭 >	3～5歳
2	保育認定（幼稚園） < 共働きであるが幼稚園利用のみの家庭 >	3～5歳
	保育認定（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

・量の見込みの具体的算出方法

量の見込みの具体的算出方法については、以下に示す標準的な算出方法によることが望ましい。なお、この標準的な算出方法は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」(平成 25 年 8 月 6 日付け事務連絡)の別紙 4「調査票のイメージ」の設問項目を活用したものとなっている。

なお、本手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただしこの場合においても、「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要があることに留意すること。

1. 家庭類型の分類

(1) 概説

アンケート調査結果を活用し、まず、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求める。家庭類型の種類は、タイプ A からタイプ F の 8 種類となっている。

「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出する。また、子どもの年齢区分により、0 歳～就学前、0 歳、1・2 歳、3 歳～就学前の 4 パターンを作成することが必要である。

なお、十分な調査客体数を得られる場合は、祖父母による支援、地域・友人の支え合いの状況を踏まえ、更に細かい類型を設定することにより、より詳細に潜在ニーズ量を把握することが可能となる。

図表 2 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部 ¹)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦(夫)
タイプ E	パートタイム×パートタイム

¹ タイプ C とタイプ C'、タイプ E とタイプ E' の区分方法については、p.12 参照。

	(就労時間：双方が月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム × パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
タイプ F	無業 × 無業

各自治体における保育の必要性の下限時間(48時間～64時間の間で市町村が定める時間)を「下限時間」と記載。以下同じ。

「家庭類型」と全国共通で「量の見込み」を算出する項目(対象事業)の関係をみると、タイプ C'(フルタイム × パートタイム〔月下限時間未満、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ D(専業主婦(夫)家庭)、タイプ E'(パートタイム × パートタイム〔いずれかが月下限時間未満、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ F(無業 × 無業)は、専業主婦家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭(以下「就労時間短家庭」という。)として、「教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園)」に分類される。

タイプ A(ひとり親家庭)、タイプ B(フルタイム × フルタイム)、タイプ C(フルタイム × パートタイム〔月 120 時間以上、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ E(パートタイム × パートタイム(双方が月 120 時間以上、あるいは月下限時間から 120 時間の一部))は、保育の必要性の認定を受け得る家庭として、年齢に応じて「保育認定(認定こども園及び保育所)」、あるいは「保育認定(認定こども園及び保育所、地域型保育)」に分類される。

但し、ひとり親家庭(タイプ A)、共働き家庭(タイプ B、タイプ C、タイプ E)のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される場合は、「保育認定(幼稚園)」に分類される。

図表 3 家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプC'：フルタイム×パートタイム (月下限時間未満 + 月下限時間～120 時間の一部) ・タイプD：専業主婦(夫) ・タイプE'：パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満 + 月下限時間～120 時間の一部) ・タイプF：無業×無業 	<p>1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプA：ひとり親家庭 ・タイプB：フルタイム×フルタイム ・タイプC：フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上 + 月下限時間～120 時間の一部) ・タイプE：パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上 + 月下限時間～120 時間の一部) 	<p>2 保育認定 (認定こども園及び保育所) 3 保育認定 (認定こども園及び保育所 + 地域型保育)</p>
<p>↓</p> <p>ただし現在幼稚園利用</p>	<p>→</p> <p>2 保育認定 (幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)</p>

これらの「家庭類型」を算出するために必要となるデータは、「調査票のイメージ」において、父母の有無、母親の就労状況、父親の就労状況、母親の就労意向、子どもの年齢に関する下記の設問である。

例えば、父母の有無について、「調査票のイメージ」の問4(調査票の回答者)で「3. その他」と回答している場合は集計対象から除外する。問4で「1. 母親」あるいは「2. 父親」と回答し、かつ問5(配偶関係)で「2. 配偶者はいない」と回答した場合、「ひとり親家庭」となる。

図表 4 家庭類型算出のための必要となるデータ

項目	設問番号
父母の有無	問 4、問 5 問 4 で「3.その他」と回答 集計対象から除く。 問 4 で「1.母親」あるいは「2.父親」と回答、かつ問 5 で「2.配偶者はいない」と回答 「ひとり親家庭」となる。
母親の就労状況	問 12 (1) \ (1) - 1
父親の就労状況	問 12 (2) \ (2) - 1
母親の就労意向	問 13 (1) (パートタイムからフルタイムへの意向) 問 14 (1) (無業から就労への意向)
子どもの年齢	問 2 調査又は抽出時点における年齢とする。

注) 上記対象設問の何れかが無回答のサンプルは、集計対象から除く。(ひとり親家庭で問 12(1)、(2)のいずれかが無回答であるものを除く。)

<ステップ2> タイプBからタイプFの算出

算出対象サンプルから「タイプA：ひとり親家庭」に設定されたサンプルを除く。
問12(1)(母親の就労状況)、問12(2)(父親の就労状況)について、選択1と2、
選択肢3と4、選択肢5と6は、それぞれ足し合わせ、ひとつのカテゴリーとする。
上記の選択肢3と4(パート・アルバイト等で就労)のカテゴリーについて、(1)-1、
(2)-1(週当たりの「就労日数」・1日当たりの就労時間)を月単位に変換()
して分類する。

1週あたり 日×1日あたり 時間×4週間

を反映させた問12(1)と問12(2)をクロス集計する。

(参考：関連設問)

問12(1)母親【父子家庭の場合は記入は不要です】当てはまる番号1つに をつけてく
ださい。

- 1.フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・
介護休業中ではない
- 2.フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育
休・介護休業中である
- 3.パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・
介護休業中ではない
- 4.パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・
介護休業中である
- 5.以前は就労していたが、現在は就労していない
- 6.これまで就労したことがない

問12(1)-1 (1)で「1.~4.」(就労している)に をつけた方にうかがいま
す。週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えくださ
い。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えくだ
さい。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(
内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

1週あたり 日 1日あたり 時間

問12(2)、問12(2)-1は、父親の就労状況に関する設問。選択肢は問12(1)、
問12(1)-1と同じのため省略。

クロス集計の結果、3歳から5歳のタイプBからタイプFの設定は以下のとおりとなる。

タイプC、タイプEについては、父親、母親の何れか、または父親と母親両方の月単位の就労時間が「下限時間以上120時間未満」で、かつ以下の基準に該当する場合、タイプC、タイプEと設定される。

【タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE'の区分方法(3~5歳)】

問15-1(平日定期的にご利用している教育・保育の事業)で「1.幼稚園」を選択した者のうち、問16(平日定期的にご利用したい教育・保育の事業)で「3.認可保育所」または「4.認定こども園」のいずれも選択していない者

タイプC'(タイプCから除く)、またはタイプE'(タイプEから除く)

以外

タイプC、タイプEのまま

図表5 クロス集計によるタイプBからタイプFの設定(3~5歳)

父親		母親		3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中			5.現在は就労していない 6.就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中		タイプB		タイプC		タイプC'	
3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中	120時間以上	タイプC		タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上	タイプC'		タイプE'		タイプD	
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		タイプD	
5.現在は就労していない 6.就労したことがない		タイプD		タイプD		タイプF	

0~2歳児についても同様のマトリックスを作成し、「下限時間以上120時間未満」の区分については、以下の方法で分けすることを原則とする。ただし、「パートタイム」の区分について、「下限時間以上」「下限時間未満」の2区分とし、「下限時間以上」を同様に以下の方法で区分することも考えられる。

問15(定期的な教育・保育の事業利用の有無)で「1.利用している」を選択した者のうち、問15-1(平日定期的にご利用している教育・保育の事業)で、保育の事業(選択肢3から9)を選択した者、及び

問 15 (定期的な教育・保育の事業利用の有無)で「2.利用していない」を選択した者のうち、問 16 (平日定期的に利用したい教育・保育の事業)で保育の事業(選択肢 3 から 10)を選択した者

タイプ C、タイプ E のまま

以外

タイプ C' (タイプ C から除く)、またはタイプ E' (タイプ E から除く)

(参考: 関連設問)

問 15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号 1 つに をつけてください。

1 . 利用している 2 . 利用していない

問 15 - 1 問 15 で「1.利用している」に をつけた方にうかがいます。

宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに をつけてください。

- 1 . 幼稚園 (通常就園時間の利用)
- 2 . 幼稚園の預かり保育 (通常就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
- 3 . 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)
- 4 . 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
- 5 . 家庭的保育 (保育者の家庭等で子どもを保育する事業)
- 6 . 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)
- 7 . 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)
- 8 . その他の認可外の保育施設
- 9 . 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
- 10 . ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)
- 11 . その他 ()

問 16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。(自治体における料金設定を示す)

- 1．幼稚園（通常の就園時間の利用）
- 2．幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
- 3．認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
- 4．認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）
- 5．小規模な保育施設（国が定める最低金に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの）
- 6．家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）
- 7．事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
- 8．自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
- 9．その他の認可外の保育施設
- 10．居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）
- 11 ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）
- 12．その他（ ）

<ステップ3> 年齢区分別の集計

集計したタイプAからタイプFの家庭類型構成比に、問2（子どもの生年月）から算出した年齢データ（3区分したもの：0歳、1・2歳、3歳以上）をクロス集計する。

図表6 家庭類型のアウトプットイメージ

家庭類型区分		年齢区分別	年齢統合 (0歳～就学前)
タイプA:ひとり親家庭	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプB:フルタイム×フルタイム	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプC:フルタイム×パートタイム	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプC':フルタイム×パートタイム(短)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプD:専業主婦(夫)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプE:パート×パート	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプE':パート×パート(短)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプF:無業×無業	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	

注) 年齢区分別構成比は、各年齢ごとに合計が100%となる。

(3) 潜在的な家庭類型の算出方法

潜在的な家庭類型の算出方法には、ステップ1からステップ10までの段階がある。

なお、子どものいる父親の大半がフルタイム就労であり、就労状況の変更希望も少ないことに鑑み、作業の簡素化のために母親の就労状況の変化に着目した潜在的な家庭類型の算出方法のみ記載するが、市町村の判断で、同様に父親の就労状況の変化も見込むことも考えられる。

<ステップ1> 潜在タイプA(ひとり親家庭)の算出

母子家庭もしくは父子家庭の割合を算出する。現在の家庭類型と同じ。

<ステップ2> 潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプB(以下「潜在タイプB」という。)は、現在の家庭類型におけるタイプB(以下「現在タイプB」という。)に、

母親のパートタイムからフルタイムへの意向(タイプC、タイプC'からの転換)

母親の無業からフルタイムへの意向(タイプDからの転換)を加える必要がある。

なお、ステップ2以降の作業については、構成比ではなく実数で考えることとする。

母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプCとタイプC'のうち、「父親がフルタイム」の場合

問13(1)(パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望)で「1.フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者

タイプBに加え、タイプC、タイプC'からは除く。

図表7 パートタイムからフルタイムへの以降
(タイプC、タイプC'からタイプBへの転換)

		母親	父親			
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
父親		1.フルタイム就労 2.育児・介護休業中	3.パートタイム就労 4.育児・介護休業中			5.現在は就労していない 6.就労したことがない
1.フルタイム就労 2.育児・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3.パートタイム就労 4.育児・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		
5.現在は就労していない 6.就労したことがない			タイプD		タイプF	

(参考：関連設問)

問13 問12の(1)または(2)で「3.4.」(パート・アルバイト等で就労している)に をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

(1) 母親

- 1.フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
- 2.フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- 3.パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
- 4.パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

問14(1)(無業の母親の就労希望)で「3.すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア.フルタイム」を選択
タイプBに加え、タイプDからは除く。

図表 8 無業からフルタイムへの意向（タイプDからタイプBへの転換）

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE				
	120時間未満 下限時間以上			タイプE'			
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF		

（参考：関連設問）

問14 問12の(1)または(2)で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問15へお進みください。

就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに をつけ、該当する 内には数字をご記入ください（数字は一枠に一字）

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
2. 1年より先、一番下の子どもが 歳になったところに就労したい
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態	ア. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）
	イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）
	1週当たり 日、1日あたり 時間

潜在タイプBの算出

・現在タイプBと と の移動分を足し合わせる。

<ステップ3> 潜在タイプC(フルタイム×パートタイム)の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプC(以下「潜在タイプC」という。)は、現在の家庭類型におけるタイプC(以下「現在タイプC」という。)に、

母親の無業からパートタイムへの意向(タイプDからの転換)

母親のパートタイムからフルタイムへの意向(タイプEからの転換)

母親の無業からフルタイムへの意向(タイプDからの転換)を加える必要がある。

また、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分を除く必要がある。

母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

問14(1)(無業の母親の就労希望)で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」以上

そのうち、「120時間以上」の場合、及び「下限時間以上120時間未満」の一部()

タイプCに加え、タイプDからは除く。

「月単位の就労時間」については、問14(1)の「1週当たり 日×1日当たり 時間×4週間で計算する。

「下限時間以上 120 時間未満」の区分は下記基準による。3～5 歳の基準では、0～2 歳の基準では がタイプ C に加える者に該当する。

【3～5 歳】

問 15 - 1 (平日定期的にご利用している教育・保育の事業) で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16 (平日定期的にご利用したい教育・保育の事業) で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者

以外

タイプ C に加え、タイプ D からは除く

【0～2 歳】

問 15 (定期的な教育・保育の事業利用の有無) で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15 - 1 (平日定期的にご利用している教育・保育の事業) で、保育の事業 (選択肢 3 から 9) を選択した者、及び

問 15 (定期的な教育・保育の事業利用の有無) で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16 (平日定期的にご利用したい教育・保育の事業) で保育の事業 (選択肢 3 から 10) を選択した者

タイプ C に加え、タイプ D からは除く

以外

図表 9 無業からフルタイムへの意向 (タイプ D からタイプ C への転換)

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満		
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'			
	120時間未満 下限時間以上	タイプC'	タイプD				
	下限時間未満	タイプD				タイプF	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない					タイプD		

母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプ E のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
問 13(1)(パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望)で「1.フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
タイプ C に加え、タイプ E からは除く。
- ・タイプ E' のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
問 13(1)(パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望)で「1.フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
タイプ C に加え、タイプ E' からは除く。

母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプ D のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
問 14(1)(無業の母親の就労希望)で「3.すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア.フルタイム」を選択
タイプ C に加え、タイプ D からは除く

図表 10 パートタイム、無業からフルタイムへの意向
(タイプ D、E、E' からタイプ C への転換)

父親		母親		3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中			5.現在は就労していない 6.就労したことがない
		1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満		
1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'			
3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD		
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'			
5.現在は就労していない 6.就労したことがない			タイプD			タイプF	

潜在タイプ C の算出

- ・現在タイプ C からタイプ B への移動分を除いたものに、
、
の移動分を足し合わせる。

<ステップ4> 潜在タイプC'(フルタイム×パートタイム)の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプC'(以下「潜在タイプC'」という。)は、現在の家庭類型におけるタイプC'(以下「現在タイプC'」という。)に加え、

母親の無業からパートタイムへの意向(タイプDからの転換)

母親のパートタイムからフルタイムへの意向(タイプE'からの転換)

母親の無業からフルタイムへの意向(タイプDからの転換)を加えるがある。

また、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分を除く必要がある。

母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

問14(1)(無業の母親の就労希望)で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」未満、及び「下限時間以上120時間未満」の一部()

タイプC'に加え、タイプDからは除く。

「下限時間以上120時間未満」の区分は下記基準による。3~5歳の基準では、0~2歳の基準では がタイプC'に加える者に該当する。

【3~5歳】

問15-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問16(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者

タイプC'に加え、タイプDからは除く

以外

【0~2歳】

問15(定期的な教育・保育の事業利用の有無)で「1. 利用している」を選択した者のうち、問15-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)で、保育の事業(選択肢3から9)を選択した者、及び

問15(定期的な教育・保育の事業利用の有無)で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問16(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)で保育の事業(選択肢3から10)を選択した者

以外

タイプC'に加え、タイプDからは除く

図表 11 無業からパートタイムへの意向（タイプDからタイプC'への転換）

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満		
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE				
	120時間未満 下限時間以上			タイプE'			
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF		

母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプE'のうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合
問13(1)(パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望)で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
タイプC'に加え、タイプE'からは除く。

母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合
問14(1)(無業の母親の就労希望)で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア. フルタイム」を選択
タイプC'に加え、タイプDからは除く

図表 12 パートタイム、無業からフルタイムへの意向
(タイプE、DからタイプCへの転換)

		母親	1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中		3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中			5.現在は就労していない 6.就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満			
父親								
1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'			
3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD		
	120時間未満 下限時間以上				タイプE'			
	下限時間未満		タイプC'					
5.現在は就労していない 6.就労したことがない				タイプD			タイプF	

潜在タイプC'の算出

- ・現在タイプC'からタイプBへの移動分を除いたものに、
、
の移動分を足し合わせる。

<ステップ5> 潜在タイプE(パートタイム×パートタイム)の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプE(以下「潜在タイプE」という。)は、現在の家庭類型におけるタイプE(以下「現在タイプE」という。)に、
母親の無業からパートタイムへの意向(タイプDからの転換)を加える必要がある。
また、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分を除く必要がある。

母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム(月下限時間以上)」の場合
問14(1)(無業の母親の就労希望)で「3.すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ.パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」以上
そのうち、「120時間以上」の場合、及び「下限時間以上120時間未満」の一部()
タイプEに加え、タイプDからは除く。

「下限時間以上 120 時間未満」の区分は下記基準による。3～5 歳の基準では、0～2 歳の基準では がタイプ E に加える者に該当する。

【3～5 歳】

問 15 - 1 (平日定期的にご利用している教育・保育の事業)で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16 (平日定期的にご利用したい教育・保育の事業)で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者

以外

タイプ E に加え、タイプ D からは除く

【0～2 歳】

問 15 (定期的な教育・保育の事業利用の有無)で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15 - 1 (平日定期的にご利用している教育・保育の事業)で、保育の事業(選択肢 3 から 9)を選択した者、及び

問 15 (定期的な教育・保育の事業利用の有無)で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16 (平日定期的にご利用したい教育・保育の事業)で保育の事業(選択肢 3 から 10)を選択した者

タイプ E に加え、タイプ D からは除く

以外

潜在タイプ E の算出

・現在タイプ E からタイプ C への移動分を除いたものに、 の移動分を足し合わせる。

図表 13 無業からパートタイムへの意向（タイプDからタイプEへの転換）

父親		母親	1.フルタイム就労 2.育児・介護休業中		3.パートタイム就労 4.育児・介護休業中			5.現在は就労していない 6.就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満			
1.フルタイム就労 2.育児・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'			
3.パートタイム就労 4.育児・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE ←		タイプD		
	120時間未満 下限時間以上							
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'			
5.現在は就労していない 6.就労したことがない				タイプD			タイプF	

<ステップ6> 潜在タイプE'（パートタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプE'（以下「潜在タイプE'」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプE'（以下「現在タイプE'」という。）に、

母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

また、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分、ステップ4で算出したC'への移動分を除く必要がある。

母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合

問14(1)(無業の母親の就労希望)で「3.すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ.パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」未満及び「下限時間以上120時間未満」の一部()

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合

問14(1)(無業の母親の就労希望)で「3.すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ.パート・アルバイト等」下限時間

「下限時間以上120時間未満」の区分は下記基準による。3~5歳の基準では、0~2歳の基準では がタイプE'に加える者に該当する。

【3～5歳】

問 15 - 1 (平日定期的に利用している教育・保育の事業) で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16 (平日定期的に利用したい教育・保育の事業) で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者

タイプ E' に加え、タイプ D からは除く
以外

【0～2歳】

問 15 (定期的な教育・保育の事業利用の有無) で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15 - 1 (平日定期的に利用している教育・保育の事業) で、保育の事業 (選択肢 3 から 9) を選択した者、及び

問 15 (定期的な教育・保育の事業利用の有無) で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16 (平日定期的に利用したい教育・保育の事業) で保育の事業 (選択肢 3 から 10) を選択した者

以外
タイプ E' に加え、タイプ D からは除く

潜在タイプ E' の算出

- ・ 現在タイプ E' からタイプ C、タイプ C' への移動分を除いたものに、 の移動分を足し合わせる。

図表 14 無業からパートタイムへの意向 (タイプ D からタイプ E' への転換)

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満		
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'			
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD		
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満	タイプC'					
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF		

<ステップ7> 潜在タイプD(専業主婦(夫))の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプD(以下「潜在タイプD」という。)は、現在の家庭類型におけるタイプD(以下「現在タイプD」という。)に、

母親の無業からパートタイム・フルタイムへの意向(タイプFからの転換)を加える必要がある。(潜在タイプD-1)

この場合、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分、ステップ4で算出した潜在タイプC'への移動分、ステップ5で算出した潜在タイプEへの移動分、ステップ6で算出した潜在タイプE'への移動分を除く必要がある。

また、母親のパートから無職への意向(タイプC、C'、E、E'からの転換)については、市町村の判断で、タイプDに加え(潜在タイプD-2)、タイプC、C'、E、E'から除くことも可能である。

母親の無業からパートタイムへの意向

・タイプF(無業×無業)の場合、

問14(1)(無業の母親の就労希望)で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択

タイプDに加え、タイプFからは除く。

潜在タイプD-1の算出

・現在タイプDから、タイプB、タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'への移動分を除いたものに、 の移動分を足し合わせる。

母親のパートから無職への意向(潜在タイプD-2)の算出

・タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'のうち、「父親がフルタイムまたはパートタイム」の場合

問13(1)で母親が「4. パート・アルバイト等(フルタイム以外)をやめて子育てや家事に専念したい」を選択

タイプDに加え、タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'からは除く。

図表 15 無業からパート・フルタイムへの意向（タイプFからタイプDへの転換）等

		母親		父親		
				3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD	
	120時間未満 下限時間以上	タイプC'		タイプE'	タイプD	
	下限時間未満			タイプE'	タイプD	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF	

<ステップ8> 潜在タイプF（無業×無業）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプF（以下「潜在タイプF」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプF（以下「現在タイプF」という。）から、他のタイプへの移動分を除いたものである。

また、母親のパートから無職への意向（タイプDからの転換）については、市町村の判断で、タイプFに加え、タイプDからは除くことも可能である。

現在タイプFから、他のタイプへの移動分を除く。

母親のパートタイプから無職への意向を加える。

タイプDのうち、「父親が無職」の場合

問13(1)で母親が「4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて

子育てや家事に専念したい」を選択

タイプFに加え、タイプDからは除く。

<ステップ9> 年齢区分別のクロス集計

タイプAからFのデータに、問2から算出した年齢区分のデータをクロス集計する。

<ステップ10> 構成比の算出

タイプAからF及びその年齢区分別データの構成比を算出する。

図表 16 家庭類型集計結果の入力シート

家庭類型集計結果 シート A

0歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

0歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

1・2歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

3歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

2. 教育・保育の量の見込みの算出方法

以下では、全国共通で算出をすることになっている「教育・保育」の「量の見込み」の算出方法を記載する。なお、目標年の量の見込みは各年で設定することになっている。

図表 17 家庭類型と関連する事業の分類（再掲）

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプC'：フルタイム×パートタイム （月下限時間未満＋月下限時間～120時間の一部） ・タイプD：専業主婦（夫） ・タイプE'：パートタイム×パートタイム （いずれかが月下限時間未満＋月下限時間～120時間の一部） ・タイプF：無業×無業 	1 教育標準時間認定 （認定こども園及び幼稚園） <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプA：ひとり親家庭 ・タイプB：フルタイム×フルタイム ・タイプC：フルタイム×パートタイム （月120時間以上＋月下限時間～120時間の一部） ・タイプE：パートタイム×パートタイム （双方が月120時間以上＋月下限時間～120時間の一部） 	2 保育認定 （認定こども園及び保育所） 3 保育認定 （認定こども園及び保育所＋地域型保育）
 ただし現在幼稚園利用	 2 保育認定（幼稚園） （共働き家庭幼稚園利用のみ）

(1) 1号認定(認定こども園及び幼稚園)

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプC'(フルタイム×パートタイム[月下限時間未満+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプD(専業主婦(夫))、潜在タイプE'(パートタイム×パートタイム[いずれかが月下限時間未満+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプF(無業×無業)を対象として算出する。「量の見込み」は、潜在家庭類型ごとに算出する。

2) 対象年齢

3歳以上のみ算出する。

3) 利用意向率

上記1)2)の対象者について、問16(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)に回答した者のうち、問16で「1.幼稚園(通常就園時間の利用)」または「4.認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)」を選択した者の割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

(参考:関連設問)

問16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてにをつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。(自治体における料金設定を示す)

1. 幼稚園(通常就園時間の利用)
2. 幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)
4. 認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設(国が定める最低金に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6~19人のもの)
6. 家庭的保育(保育者の家庭等で子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設(企業が主に従業員用に運営する施設)
8. 自治体の認証・認定保育施設(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設
10. 居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)
12. その他()

図表 18 利用意向率集計結果の入力シート（1号認定）

3歳～就学前家庭のみ
1号認定（認定こども園及び幼稚園）

		現在の利用率（割合）	利用意向率（割合）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（下限時間未満+下限時間～120時間の一部）	（任意）	
タイプD	専業主婦（夫）	（任意）	
タイプE'	パート×パート（いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部）	（任意）	
タイプF	無業×無業	（任意）	

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

推計児童数（人）は、各年の年齢各歳別のデータを用いる。

なお、この推計における年齢各歳別のデータの算出については、平成15年8月「地域行動計画策定の手引き」の「人口推計」を参照のこと。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syousika/030819/2b.html>

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計」（平成25年3月）も適宜活用されたい。

<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp>

量の見込みの算出

「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

図表 19 量の見込みの算出プロセス（1号認定）

3歳～就学前家庭のみ
< 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)	b:潜在家族類型(割合)	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		x	=
タイプB フルタイム×フルタイム		x	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		x	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		x	=
タイプD 専業主婦(夫)		x	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		x	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		x	=
タイプF 無業×無業		x	=

< ニーズ量の算出 >

< 1号認定 > (認定こども園及び幼稚園)

	c:家族類型別児童数	d:利用意向率(割合)	e:ニーズ量(人)
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		x	=
タイプD 専業主婦(夫)		x	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		x	=
タイプF 無業×無業		x	=

(2) 2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム[月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム[双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])を対象として算出する。

2) 対象年齢

3歳以上のみ算出する。

3) 利用意向率

上記1)2)の対象者について、問15-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)に回答した者のうち、問15-1で「1. 幼稚園(通常の就園時間の利用)」を選択した者の割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

(参考: 関連設問)

問15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 利用している 2. 利用していない

問15-1 問15で「1. 利用している」に をつけた方にうかがいます。

宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的」に利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに をつけてください。

1. 幼稚園(通常の就園時間の利用)
2. 幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)
4. 認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 家庭的保育(保育者の家庭等で子どもを保育する事業)
6. 事業所内保育施設(企業が主に従業員用に運営する施設)
7. 自治体の認証・認定保育施設(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)
8. その他の認可外の保育施設
9. 居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
10. ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)
11. その他()

図表 20 利用意向率集計結果の入力シート
 (2号認定：幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定)

2号認定
 (1) 幼稚園の利用希望が強いと想定

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」
 推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」=「量の見込み(人)」

図表 21 量の見込みの算出プロセス
 (2号認定：幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定)

3歳~就学前家庭のみ
 < 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)	b:潜在家族類型(割合)	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		x	=
タイプB フルタイム×フルタイム		x	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		x	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)		x	=
タイプD 専業主婦(夫)		x	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		x	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)		x	=
タイプF 無業×無業		x	=

< ニーズ量の算出 >

< 2号認定 > (幼稚園)

	c:家族類型別児童数	d:利用意向率(割合)	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		x	=
タイプB フルタイム×フルタイム		x	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		x	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		x	=
		x	=

(3) 2号認定(認定こども園及び保育所)

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム[月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム[双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])を対象として算出する。

2) 対象年齢

3歳以上のみ算出する。

3) 利用意向率

上記1)2)の対象者について、問16(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)に回答した者のうち、問16で「1. 幼稚園(通常の就園時間の利用)」から「10. 居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)」のいずれかを選択した者の割合(但し、無回答を除いて割り戻す)から、「2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)」の割合を控除した割合を算出する。

図表22 利用意向率集計結果の入力シート(2号認定:認定こども園及び保育所)

2号認定 (2) 認定こども園及び保育所

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」=「量の見込み(人)」

図表 23 量の見込みの算出プロセス（2号認定：認定こども園及び保育所）

3歳～就学前家庭のみ
 < 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)		b:潜在家族類型(割合)	=	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

< ニーズ量の算出 >

< 2号認定 > (認定こども園及び保育所)

	c:家族類型別児童数		d:利用意向率(割合)	=	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	

なお、(1) 1号認定(認定こども園及び幼稚園)、(2) 2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)及び(3) 2号認定(認定こども園及び保育所)の数は、現在幼稚園又は認可保育所()を利用している自市町村に居住する3 - 5歳の子どもの数と同じかそれを上回ることが基本であると考えられるため、これと異なる結果となっている場合には、適切な補正が必要。

地方単独事業による認可外保育施設及びそれ以外の事業所内保育施設等を含む。

(4) 3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム[月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム[双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳、1・2歳の区分で算出する。

3) 利用意向率

上記1) 2)の対象者について、問16(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)に回答した者のうち、問16で「3. 認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」から「10. 居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)」のいずれかを選択した者の割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

図表 24 利用意向率集計結果の入力シート
 (3号認定 : 認定こども園及び保育所 + 地域型保育)

0歳家庭のみ

< 3号認定 > (認定こども園及び保育所 + 地域型保育)

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	

1・2歳家庭のみ

< 3号認定 > (認定こども園及び保育所 + 地域型保育)

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	(任意)	

なお、(4) 3号認定(認定こども園及び保育所 + 地域型保育) の数は、現在認可保育所 () を利用している自市町村に居住する 0 - 2 歳の子どもの数と同じかそれを上回ることが基本であると考えられるため、これと異なる結果となっている場合には、適切な補正が必要。

地方単独事業による認可外保育施設及びそれ以外の事業所内保育施設等を含む。

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」=「量の見込み(人)」

図表 25 量の見込みの算出プロセス
(3号認定：認定こども園及び保育所 + 地域型保育)

0歳家庭のみ

< 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)		b:潜在家族類型(割合)	=	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		x		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		x		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		x		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		x		=	

< ニーズ量の算出 >

< 3号認定 > (認定こども園及び保育所 + 地域型保育)

	c:家族類型別児童数		d:利用意向率(割合)	=	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		x		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		x		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		x		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		x		=	

1・2歳家庭のみ

< 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)		b:潜在家族類型(割合)	=	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		x		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		x		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		x		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		x		=	

< ニーズ量の算出 >

< 3号認定 > (認定こども園及び保育所 + 地域型保育)

	c:家族類型別児童数		d:利用意向率(割合)	=	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		x		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		x		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		x		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		x		=	

5) 留意事項

上記4)により算出された「量の見込み」に関して、基本指針案第三の三の1等を踏まえ、育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に当たって、0歳と1・2歳の「量の見込み」を調整することも考えられる。

その際、例えば、以下の方法が考えられる。

- ・上記1)2)の対象者(0歳児)のうち、問15-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)で、「3 認可保育所」から「9 居宅訪問型保育」のいずれかを選択した者のうち、問30-6(1)において「1 希望する保育所に入るため」と回答している者の割合(育休明けの利用意向率)を算出し、上記4)の「家庭類型別児童数(0歳児)」に掛け合わせる(育休明けの利用意向の児童数)
- ・「育休明けの利用意向の児童数」を、上記4)の0歳児の「量の見込み(人)」から差し引く。

この方法により計算をした場合に、0歳児の「量の見込み(人)」が現在の0歳児の利用児童数よりも減る場合には、「育休明けの利用意向の児童数」をゼロとすることも考えられる。

0歳児の「量の見込み(人)」から差し引いた「育休明けの利用意向の児童数」については、特に供給不足となっている自治体においては、1(・2)歳児に係る整備量を早期に増やすことが求められる。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法

以下では、全国共通で算出をすることになっている「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の算出方法を記載する。なお、目標年の量の見込みは各年で設定することになっている。

(1) 時間外保育事業

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム[月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム[双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向率

上記1)2)の対象者について、

問16(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)に回答したもののうち、「3. 認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」から「10. 居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)」のいずれかを選択している、かつ、

問15-2(2)(利用希望時間)で、「18時以降」と記入してある場合の割合を算出する。(但し、無回答を除いて割り戻す)

なお、ここでは時間外保育事業の時間設定について「18時以降」としたが、各自治体の実状に応じて変更可能とする。

(参考：関連設問)

問15-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週当たり何日、1日当たり何時間(何時から何時まで)かを、内に具体的な数字でご記入ください(数字は一桁に一字)。時間は必ず(例)09時~18時のように24時間制でご記入ください。

(1) 現在

1週あたり	日	1日あたり	時間(時~	時)
-------	---	-------	-----	----	----

(2) 希望

1週あたり	日	1日あたり	時間(時~	時)
-------	---	-------	-----	----	----

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」=「量の見込み(人)」

図表 26 量の見込みの算出プロセス(時間外保育事業)

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)	b:潜在家庭類型(割合)	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向率(割合)	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			

【注】0~5歳以下家庭のみ

(2) 放課後児童健全育成事業

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム[月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム[双方が月120時間以上+月下限時間~120時間の一部])を対象として算出する。

2) 対象年齢

5歳児を対象とする。(ただし、5)留意事項を参照のこと。)

3) 利用意向率

上記1)2)の対象者について、

低学年については、問26(放課後の時間を過ごさせたい場所)で「6.放課後児童クラブ[学童保育]」を選択した割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

高学年については、問27(放課後の時間を過ごさせたい場所)で「6.放課後児童クラブ[学童保育]」を選択した割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

ただし、「6.放課後児童クラブ[学童保育]」の利用希望を選択し、かつ、6.以外の選択肢も選択している者について、「6.放課後児童クラブ[学童保育]」の利用希望が週1

～ 2 回程度であれば、各自治体の実情に応じて、当該者の割合を控除して算出することも可能とする。

(参考：関連設問)

問 26 宛名のお子さんについて、小学校低学年(1～3年生)のうち、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに をつけ、それぞれ希望する週あたり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も 内に数字でご記入ください。時間は必ず、(例)18時のように24時間制でご記入ください(数字は一枠に一字)。

「放課後児童クラブ」...地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 自宅	週	日くらい	
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週	日くらい	
3. 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週	日くらい	
4. 児童館 1	週	日くらい	
5. 放課後子ども教室 2	週	日くらい	
6. 放課後児童クラブ[学童保育]	週	日くらい	下校時から 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週	日くらい	
8. その他(公民館、公園など)	週	日くらい	

1 児童館で行う放課後児童クラブを利用している場合は「6 .」に回答

2 「放課後子ども教室」...地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

問 27 は、小学校高学年になった時を想定した設問。選択肢は問 26 と同じのため省略。

図表 27 利用意向率集計結果の入力シート（放課後児童健全育成事業）

低学年

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	
タイプB フルタイム×フルタイム	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	

【注】5歳児以上家庭のみ

高学年

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	
タイプB フルタイム×フルタイム	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	

【注】5歳児以上家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」
 推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」=「量の見込み(人)」

5) 留意事項

上記1)~4)では、5歳児を対象とした調査に基づく推計方法を示したが、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用することも考えられる。

なお、就学児に対する調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案した地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を量の見込みとすることも可能とする。

図表 28 量の見込みの算出プロセス（放課後児童健全育成事業）

<低学年>

<家族類型別児童数の算出>

	a.推計児童数(人)	b.潜在家庭類型(割合)	c.家庭類型別児童数(人)
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			

<ニーズ量の算出>

	c.家庭類型別児童数(人)	d.利用意向率(割合)	e.ニーズ量(人)
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			

[注]6歳～8歳家庭のみ

<高学年>

<家族類型別児童数の算出>

	a.推計児童数(人)	b.潜在家庭類型(割合)	c.家庭類型別児童数(人)
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			

<ニーズ量の算出>

	c.家庭類型別児童数(人)	d.利用意向率(割合)	e.ニーズ量(人)
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			

[注]9～11歳家庭のみ

(3) 子育て短期支援事業

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向(利用意向率×利用意向日数)

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向(利用意向率×利用意向日数)を求める。

利用意向率

上記1)2)の対象者について、問25(泊りがけの預け先)に回答した者のうち、「イ.短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した(児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)」、「オ.仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の割合を算出する。

但し、「エ.仕方なく子どもを同行させた」や、問25-1(親族・知人にみてもらった時の困難度)の設問を設けている場合、「ア.(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」と回答した者のうち、「1.非常に困難」「2.どちらかというと困難」と回答した割合を加

えることも可能とする。

利用意向日数

上記1)2)の対象者について、問25(泊りがけの預け先)の「1.あった」の「イ.短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した(児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)」、「オ.仕方なく子どもだけで留守番をさせた」に回答のあった者の「平均日数」を算出する。

の但し書きにより、算入対象を広げている場合は、当該選択肢も含めた「平均日数」を算出する。

(参考:関連設問)

問25 この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがありましたか(預け先が見つからなかった場合も含まれます)。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに をつけ、それぞれの日数も 内に数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。

1.あった	ア.(同居者を含む)親戚・知人にみてもらった	泊
	イ.短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した (児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)	泊
	ウ.イ以外の保育事業(認可外保育施設、ベビーシッター等)を利用した	泊
	エ.仕方なく子どもを同行させた	泊
	オ.仕方なく子どもだけで留守番をさせた	泊
	カ.その他()	泊
2.なかった		

問25-1 「1.あった ア.(同居者を含む)親戚・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1.非常に困難	2.どちらかという困難	3.特に困難ではない
---------	-------------	------------

図表29 利用意向集計結果の入力シート(子育て短期支援事業)

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0～就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家族類型別児童数(人)」×「利用意向」=「量の見込み(人日)」

5) 留意事項

就学児に対して調査を行っていない場合は、就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して、就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

図表 30 量の見込みの算出プロセス(子育て短期支援事業)

<家族類型別児童数の算出>

	a.推計児童数(人)	b.潜在家庭類型(割合)	c.家族類型別児童数
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

<ニーズ量の算出>

	c.家族類型別児童数	d.利用意向	e.ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0～5歳以下家庭のみ

(4) 地域子育て支援拠点事業

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から2歳のみを対象とする。

3) 利用意向(利用意向率×利用意向回数)

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向(利用意向率×利用意向回数)を求める。

利用意向率

上記1)2)の対象者について、問17(地域子育て支援拠点事業の利用状況)で「1. 地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過したり、相談をする場)(を利用している)」と回答した者の人数と、問18(地域子育て支援拠点事業の利用意向)で、「1. 利用していないが、今後利用したい」と回答した者の人数を、回答者全体の人数(問17または問18の無回答の人数を除く)で割ったものを算出する。

利用意向回数

上記1)2)の対象者について、問17(地域子育て支援拠点事業の利用状況)で「1. 地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過したり、相談をする場)(を利用している)」と回答した者と、問18(地域子育て支援拠点事業の利用意向)で、「1. 利用していないが、今後利用したい」「2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した者の月当たり平均利用回数

(参考:関連設問)

問17 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過したり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「つどいの広場」「子育て支援センター」等と呼ばれています)を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてにをつけてください。また、おおよその利用回数(頻度)を 内に数字でご記入ください(数字は一桁に一字)。

1. 地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過したり、相談をする場)

1週当たり 回 もしくは1ヶ月当たり 回程度

2. その他当該自治体で実施している類似の事業(具体名:)

1週当たり 回 もしくは1ヶ月当たり 回程度

3. 利用していない

問18 問17のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。当てはまる番号一つにをつけて、おおよその利用回数(頻度)を 内に数字でご記入ください(数字は一桁に一字)。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。

(自治体における料金設定を示す)

- | |
|--|
| <p>1. 利用していないが、今後利用したい
1週当たり 回 もしくは1ヶ月当たり 回程度</p> <p>2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
1週当たり 回 もしくは1ヶ月当たり 回程度</p> <p>3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない</p> |
|--|

図表 31 利用意向集計結果の入力シート (地域子育て支援拠点事業)

	利用意向率(割合)	平均利用意向回数(回)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0~2歳家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家族類型別児童数(人)」×「利用意向」=「量の見込み(人)」

図表 32 量の見込みの算出プロセス（地域子育て支援拠点事業）

< 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)	b:潜在家庭類型(割合)	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦(夫)		×	=
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業		×	=

< ニーズ量の算出 >

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量(人回)
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦(夫)		×	=
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業		×	=

[注] 0～2歳以下家庭のみ

(5) 一時預かり事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])

一時預かり事業、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業を除く)については、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)」とそれ以外で、見込み量の算出方法が異なる。

< 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育) >

1) 対象となる潜在家庭類型

以下は潜在家庭類型C'、D、E'、Fを対象として、以下は潜在家庭類型A、B、C、Eを対象として算出する。

2) 対象年齢

3歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向(利用意向率×利用意向日数)

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向(利用意向率×利用意向日数)を求める。

1号認定による利用と2号認定による利用で、算出方法が異なる。

1号認定による利用

【利用意向率】

ア（1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合）×
イ（不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かり又は幼稚園の預かり保育の利用割合）
を算出する。

ア：以下の割合

上記1)2)の対象者について、

・問16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で、「1.幼稚園（通常就園時間の利用）」または「4.認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」を選択かつ

・問24（不定期事業の利用意向）で、「1.利用したい」と選択した者が、これらの問の回答者数に占める割合

イ：以下の割合

・問15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、「1.幼稚園（通常就園時間の利用）」を選択かつ

・問23（不定期事業の利用状況）で、「1.一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」から「6.その他」を選択

した者のうち、問23で「1.一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」または「2.幼稚園の預かり保育（通常就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合のみ）」を選択した者の割合

【利用意向日数】

上記1)2)の対象者について、問24（不定期事業の利用意向）で「1.利用したい」に回答のあった者の「平均日数」を算出する。

2号認定による利用

【利用意向率】

1.0

「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」を利用することによりニーズがカバー。

【利用意向日数】

2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの問12(1)-1で把握する「就労日数」

1週当たり 日 × 52週

問 21 (長期休暇中の幼稚園の利用希望)の結果を勘案することも考えられる。

これらに加えて、問 24 (不定期事業の利用意向)で「1. 利用したい」に回答のあった者の「ア 私用、リフレッシュ目的」及び「イ 冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」の平均日数を勘案することも考えられる。

(参考：関連設問)

問 23 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに をつけ、1年間の利用日数(おおよそ)も 内に数字でご記入ください(数字は一桁に一字)。

- | | |
|--|---|
| 1. 一時預かり(私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業) | 日 |
| 2. 幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ) | 日 |
| 3. ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業) | 日 |
| 4. 夜間養護等事業：トワイライトステイ(児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業) | 日 |
| 5. ベビーシッター | 日 |
| 6. その他() | 日 |
| 7. 利用していない | |

(参考：関連設問)

問 24 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに をつけ、必要な日数をご記入ください(利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を 内に数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。なお、事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計	日
ア. 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等、リフレッシュ目的)		日
イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等		日
ウ. 不定期の就労		日
エ. その他()		日
2. 利用する必要はない		

図表 33 利用意向集計結果の入力シート(預かり保育)

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

<1号認定>による利用

	ア	イ	利用意向日数(日)	利用意向
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				

[注]3~就学前家庭のみ

ア:「1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合」

イ:「不定期事業を利用している幼稚園利用者の幼稚園型一時預かり等の利用割合」

<2号認定>による利用

	利用意向率(割合)	就労日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親	1.000		
タイプB フルタイム×フルタイム	1.000		
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)	1.000		
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)	1.000		

4) 量の見込みの算出方法

1号認定による利用

ア 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

イ 量の見込みの算出

「家族類型別児童数(人)」×「利用意向」=「量の見込み(人日)」

2号認定による利用

ア 家庭類型別児童数の算出

「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者」の数（P33-34で算出したもの）

イ 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

図表 34 量の見込みの算出プロセス（預かり保育）

< 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） >

< 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)		c:家庭類型別児童数
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

< ニーズ量の算出 >

	c:家庭類型別児童数		d:利用意向		e:ニーズ量(人日)
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

【注】3～5歳以下家庭のみ

< 2号認定による定期的な利用 >

< 家族類型別児童数の算出 >

			c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			

< ニーズ量の算出 >

	c:家庭類型別児童数		d:利用意向		e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	

【注】3～5歳以下家庭のみ

< 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外 >

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

利用意向率

上記1)2)の対象者について、問24（不定期事業の利用意向）に回答した者のうち、

「1. 利用したい」を選択した者の割合

利用意向日数

上記1)2)の対象者について、問24(不定期事業の利用意向)で、「1. 利用したい」に回答のあったものの「平均日数」

図表 35 利用意向集計結果の入力シート(預かり保育以外)

上記以外		利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA	ひとり親			
タイプB	フルタイム×フルタイム			
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプD	専業主婦(夫)			
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)			
タイプF	無業×無業			

【注】0~就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」

- 「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)(1号認定による利用のみ)の利用意向日数」

「問23(不定期事業の利用状況)における「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用日数」

= 「量の見込み(人日)」

この計算の過程で、家庭類型ごとの「量の見込み」がゼロ以下となる場合にはゼロとする。

5) 留意事項

上記1)~4)の方法によるほか、以下の方法によることも可。

1') 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2') 対象年齢

0歳から2歳以下を対象とする。

3') 利用意向 (利用意向率 × 利用意向日数)

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向 (利用意向率 × 利用意向日数) を求める。

利用意向率

上記1)2)の対象者について、問24(不定期事業の利用意向)に回答した者のうち、「1. 利用したい」を選択した者の割合

利用意向日数

上記1)2)の対象者について、問24(不定期事業の利用意向)で、「1. 利用したい」に回答のあったものの「平均日数」

4') 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」

「問23(不定期事業の利用状況)における「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用日数」

=「量の見込み(人日)」

この計算の過程で、家庭類型ごとの「量の見込み」がゼロ以下となる場合にはゼロとする。

トワイライトステイについては、就学児に対して調査を行っていない場合は就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に対して調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

図表 36 量の見込みの算出プロセス（預かり保育以外）

< 上記以外 >

< 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)	b:潜在家庭類型(割合)	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプF 無業×無業	×	=	

< ニーズ量の算出 >

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのニーズ量
タイプA ひとり親	×	-	-
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)			
タイプF 無業×無業	×	-	-

[注] 0～5歳以下家庭のみ

問23'5.ベビーシッター' '6.その他'の利用(人日)	e:ニーズ量(日)
-	=
-	=
-	=
-	=
-	=
-	=
-	=
-	=
-	=
-	=

(6) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業])

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム)、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム)を対象に算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向(利用意向率×利用意向日数)

病児・病後児の発生頻度と利用意向日数を算出し、利用意向(利用頻度×利用意向日数)を求める。なお、調査票に問22-3以降を設けてある場合には活用すること。

病児・病後児の発生頻度

上記1)2)の対象者について、

問22-1(病気やけがで事業ができなかった場合の対処方法)で、「ア.父親が休んだ」「イ.母親が休んだ」に回答した者のうち、問22-2(病児・病後児保育等の利用意向)で「1.

できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した者と、
 問 22 - 1 で「オ．病児・病後児の保育を利用した」「キ．ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク．仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の合計を問 22 の回答者全員で割る。

利用意向日数

- ・上記 1) 2) の対象者について、
 問 22 - 2 (病児・病後児保育等の利用意向) で「1．できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答があった日数の総計と、
 問 22 - 1 で「オ．病児・病後児の保育を利用した」「キ．ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク．仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した日数の総計を足し合わせる。
- ・先に求めた「日数の総計」について、
 問 22 - 2 で「1．できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」、
 問 22 - 1 で「オ．病児・病後児の保育を利用した」「キ．ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク．仕方なく子どもだけで留守番をさせた」のいずれかに回答があった人数の合計(「延べ」でなく「実人数」、 「0日」回答は除く)で割った数。

(参考：関連設問)

問 22 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方(問 15 で 1 に つけた方)にうかがいます。この 1 年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

1．あった	2．なかった
-------	--------

問 22 - 1 宛名のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この 1 年間に行った対処方法として当てはまる記号全てに をつけ、それぞれの日数も 内に数字でご記入ください(半日程度の対応の場合も 1 日とカウントしてください。数字は一枠に一字)。

ア．父親が休んだ	日
イ．母親が休んだ	日
ウ．(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった	日
エ．父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	日
オ．病児・病後児の保育を利用した	日
カ．ベビーシッターを利用した	日
キ．ファミリー・サポート・センターを利用した	日
ク．仕方なく子どもだけで留守番をさせた	日
ケ．その他()	日

問 22 - 2 問 22 - 1 で「ア .」「イ .」のいずれかに回答した方にうかがいます。
 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当
 てはまる番号 1 つに をつけ、日数についても 内に数字でご記入ください（数字は一枠
 に一字）。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前
 にかかりつけ医の受診が必要となります。

1 . できれば病児・病後児保育施設等を利用したい	日
2 . 利用したいとは思わない	

図表 37 利用意向集計結果の入力シート（病児・病後児保育等）

	発生頻度	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)			

【注】0～就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」=「量の見込み(人日)」

5) 留意事項

就学児に対して調査を行っていない場合は就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児
 に対して調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、
 当該調査の結果等を使用して就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

または、就学児の利用意向については、平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金において、
 「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」に対して補助を行っており、当該
 研究班で実施した下記の病児・病後児保育事業に関する実態調査の結果を基に算出するこ
 とも考えられる。

(実態調査結果(平成 24 年度 1 年間の年齢別利用児童割合))

: 0 歳 10.1%、1 歳 32.6%、2 歳 18.1%、3 歳 12.6%、4 歳 10.3%、5 歳 7.9%、
 6 歳 4.2%、7 歳 2.4%、8 歳 1.2%、9 歳 0.4%、10 歳以上 0.2%)

図表 38 量の見込みの算出プロセス（病児・病後児保育等）

<0～5歳以下家庭のみ>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)		c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数		d:利用意向		e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		×		=	

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児のみ)

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

5歳児を対象とする。(ただし、5)留意事項を参照のこと。)

3) 利用意向(利用意向率×利用意向日数)

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向(利用意向率×利用意向日数)を求める。

利用意向率

上記1)2)の対象者について、

低学年については、問26(放課後の時間を過ごさせたい場所)で「7.ファミリー・サポート・センター」を選択した割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

高学年については、問27(放課後の時間を過ごさせたい場所)で「7.ファミリー・サポート・センター」を選択した割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

利用意向日数

上記1)2)の対象者について、低学年は問26、高学年は問27で「7.ファミリー・サポート・センター」と回答のあったものの平均日数を算出する。

図表 39 利用意向集計結果の入力シート（ファミリー・サポート・センター）

低学年

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】6～8歳以下家庭のみ

高学年

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】9～11歳以下家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」=「量の見込み(人日)」

5) 留意事項

上記1)～4)では、5歳児を対象とした調査に基づく推計方法を示したが、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用することも考えられる。

なお、就学児に対する調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案した地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を量の見込みとすることも可能とする。

図表 40 量の見込みの算出プロセス (ファミリー・サポート・センター)

< 低学年 >

< 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)	b:潜在家庭類型(割合)	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		x	=
タイプB フルタイム×フルタイム		x	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプD 専業主婦(夫)		x	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプF 無業×無業		x	=

< ニーズ量の算出 >

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		x	=
タイプB フルタイム×フルタイム		x	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプD 専業主婦(夫)		x	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプF 無業×無業		x	=

[注]6歳～8歳家庭のみ

< 高学年 >

< 家族類型別児童数の算出 >

	a:推計児童数(人)	b:潜在家庭類型(割合)	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		x	=
タイプB フルタイム×フルタイム		x	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプD 専業主婦(夫)		x	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプF 無業×無業		x	=

< ニーズ量の算出 >

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		x	=
タイプB フルタイム×フルタイム		x	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプD 専業主婦(夫)		x	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間-120時間の一部)		x	=
タイプF 無業×無業		x	=

[注]9～11歳家庭のみ

(8) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みの算出をすること。

この場合、子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区（2中学校区など）に1箇所などを目安として、箇所数で設定する。

この際に、自治体独自で、例えば、問19の「子育ての総合相談窓口」の利用意向にかかる設問など、事業内容に一定程度親和性がある調査項目を設けている場合には、当該利用意向を勘案することも考えられる。

(参考：関連設問)

問19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。～の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかにをつけてください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

母親（父親）学級、両親学級、育児学級

A知っている（はい・いいえ） B これまでに利用したことがある（はい・いいえ）

C 今後利用したい（はい・いいえ）

保健センターの情報・相談事業

家庭教育に関する学級・講座

教育相談センター・教育相談室

保育所や幼稚園の園庭等の開放

子育ての総合相談窓口

自治体発行の子育て支援情報誌

< 3 > 提供体制の確保の方策及びその実施時期

教育・保育

1. 広域利用の取扱い

基本指針(案)において、「当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと」とされているが、当該調整が整った場合の計画は以下のように取り扱うこと。

【A市子ども・子育て支援事業計画】

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号	・・・	・・・	・・・	・・・
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保方策	特定教育・保育施設	市内 350人 <u>B市</u> <u>100人</u> C市 50人	市内 450人 <u>B市</u> <u>10人</u> C市 20人	市内 200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			市内 50人 D市 20人	・・・	・・・	・・・	・・・

【B市子ども・子育て支援事業計画】

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号	・・・			
量の見込み		1000人	1100人	800人		B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る量の見込みを記載		
(他市町村の子ども)		<u>A市</u> <u>100人</u> E市 30人	<u>A市</u> <u>10人</u>	-				
確保方策	特定教育・保育施設	市内 1000人	市内 1100人	市内 200人	・・・	B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る確保方策を記載		
	(他市町村の子ども)	130人	10人					
	特定地域型保育事業			市内 800人	・・・	B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る確保方策を記載		
	(他市町村の子ども)			E市 10人				

2. 確認を受けない幼稚園の取扱い

基本指針(案)において、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもについては「特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）」に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされているが、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園(確認を受けない幼稚園)については、以下のように取り扱うこと。

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	300人	450人	200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	(確認を受けない幼稚園)	200人						
	特定地域型保育事業			50人	・・・	・・・	・・・	・・・

3. 認可外保育施設の取扱い

基本指針(案)において、「当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする」こととされているが、以下のように取り扱うこと。

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	500人	450人	200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			50人	・・・	・・・	・・・	・・・
	認可外保育施設()		50人	50人				

市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

4. 共働き等家庭の幼稚園利用の取扱い

幼稚園の2号認定(3-5歳、保育の必要性有り)のニーズへの対応については、幼稚園が認定こども園に移行することにより利用ニーズに応じていくことが基本であるが、2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者については、これに係る量の見込みに対応するものを、1号認定(3-5歳、保育の必要性なし)の確保方策として記載することを可能とする。

		27年度		28	29	30	31
		1号	2号				
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外			
		500人	600人	300人
			100人()	500人
確保方策	特定教育・保育施設	600人	500人		200人
	特定地域型保育事業				50人

2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

なお、幼稚園の認定こども園への移行については、基本指針(案)第三の二の4及び四の3の「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載すること。

地域子ども・子育て支援事業

1. 地域子育て支援拠点事業

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	か所	か所	・・・	・・・	・・・

2. 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	1号認定による利用	500人日	500人日	・・・	・・・	・・・
	2号認定による利用	500人日	500人日			
確保方策	一時預かり事業(在園児対象型)	1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・

は、幼稚園が認定こども園に移行した場合には、その給付によって対応することも考えられる。

3. 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		2000人日	2300人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	1200人日	1500人日	・・・	・・・	・・・
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	700人日	700人日	・・・	・・・	・・・
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	100人日	100人日			

4. 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	病児保育事業	850人日	850人日	・・・	・・・	・・・
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	150人日	150人日	・・・	・・・	・・・

5. 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		500人日	500人日	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	子育て援助活動支援事業(就学後)	500人日	500人日	・・・	・・・	・・・

「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、上記3つを足し合わせたもの。

6. 利用者支援

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		5か所	5か所	・・・	・・・	・・・
確保方策		か所	か所	・・・	・・・	・・・

7. 妊婦に対する健康診査

ニーズ調査によらずに推計

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		500人 健診回数()	500人 健診回数()	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	実施場所： 病院、 診療所、 助産所 実施体制： 人 検査項目： 実施時期：	実施場所： 病院、 診療所、 助産所 実施体制： 人 検査項目： 実施時期：	・・・	・・・	・・・	

健診回数については、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

8 . 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等
 ニーズ調査によらずに推計

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	500人	500人	・・・	・・・	・・・
確保方策	実施体制： 人 実施機関： 保健センター 委託団体等： 協会	実施体制： 人 実施機関： 保健センター 委託団体等： 協会	・・・	・・・	・・・

< 4 > その他

「認定こども園の普及促進」の留意点

基本指針(案)において、「幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合は、都道府県計画（指定都市、中核市については市町村計画）において定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになることを認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする」とこととされている。

この「都道府県計画で定める数」（指定都市、中核市については「市町村計画で定める数」）については、基本指針(案)第三の四の3「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載することが望ましい。

(記載イメージ)

「 区域において、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」は、 人とする。」

「 区域において、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」は、 人とする。」